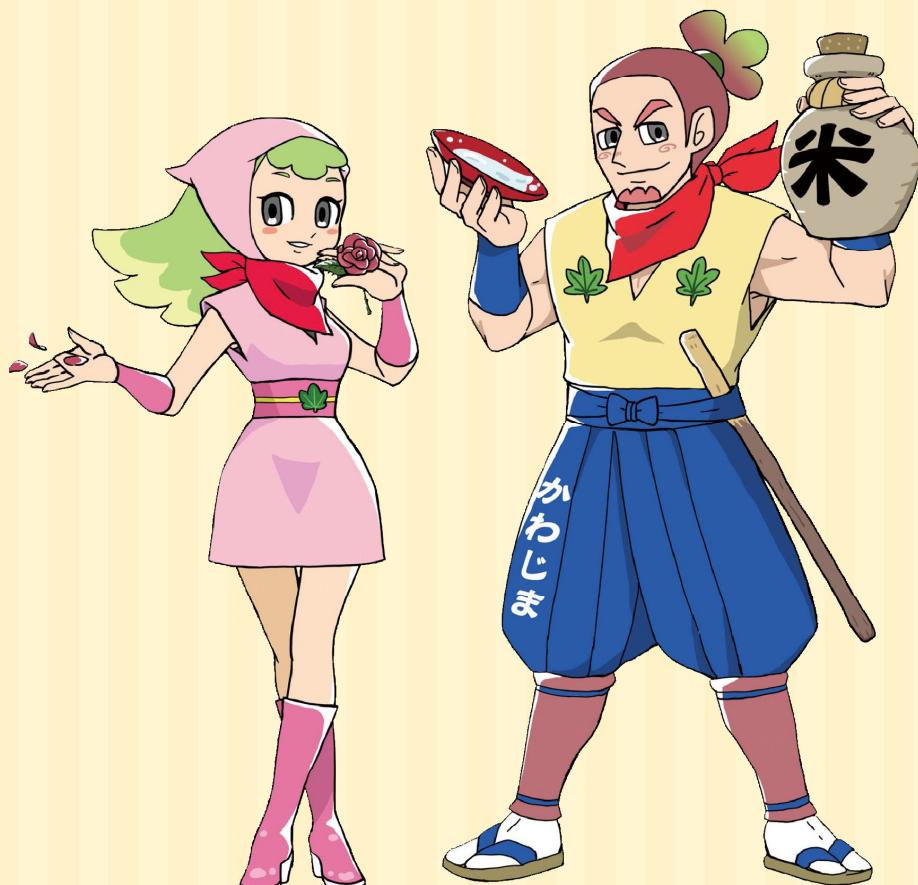


第2次 川島町地域福祉計画・ 川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画

～ともに支え合い 自分らしく生きられる 福祉のまち かわじま～



川島町かわみん・かわべえ(変身後)

令和3年3月

川島町・川島町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子高齢化が急速に進行する中、人口減少や核家族化による高齢者世帯の増加、近所づきあいの希薄化などが目立つようになりました。

福祉分野においては、子どもや高齢者、障がい者、外国籍のかたなど住民の誰もが、住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。



こうした社会情勢に対応すべく、このたび川島町社会福祉協議会と合同で、「第2次川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念を「ともに支え合い 自分らしく生きられる 福祉のまちかわじま」とし、誰もが地域の中で幸せを感じ、住み良さを実感できる「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、地域をともに創っていく社会です。

子どもや高齢者、障がい者をはじめ、町民一人ひとりがあたたかい心を持ち、支え合い、助け合いながら、地域が一体となってまちづくりを進めることができますよう、町民の皆様が少しでも参画していただけたら幸いです。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました川島町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、町民意識調査にご協力をいただきました多くの皆様に感謝申し上げます。

令和3年3月

川島町長・社会福祉法人川島町社会福祉協議会会长
飯島 和夫

目 次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉の動向	2
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけと計画期間	4
第2章 川島町の現状と課題	6
1 人口・世帯の状況	6
2 高齢者の状況	7
3 児童の状況	8
4 外国人の状況	8
5 障がい者の状況	9
6 生活保護の状況	11
7 アンケート結果	12
8 計画推進に向けての課題	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 計画の体系	34
4 計画の推進の担い手	35
5 圏域と活動主体	36
第4章 地域福祉の推進に向けた取組	37
基本目標1 支え合いの ひとづくり	37
基本目標2 助け合いの地域づくり	42
基本目標3 安心して生活できる環境づくり	51
第5章 計画の推進に向けて	61
1 計画の推進体制	61
2 計画の進行管理	61
資 料 編	63

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

現在、社会情勢や地域社会の変化にともなって、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しています。子ども、障がい者、高齢者など対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、多様な地域住民のニーズに応じて、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められており、今後は、民間によるサービスも含めて十分に連携を取りながら、総合的にサービスを提供することが不可欠となります。

また、これからの中子高齢社会を誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、福祉・保健・医療の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開していくことが重要です。

子ども・子育て、障がい者、高齢者、保健・医療などの各分野において、連携しながら、福祉の充実を図るために、川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定します。

なお、策定にあたり、アンケート調査（令和2年10月）やパブリックコメントの実施など、町民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、全ての方が、安心して生活できるようなまちを築きあげていくための計画とします。

また、町民、地域、行政の協働のもとに、自助、互助、共助、公助があいまって、誰もが住みよい、心と心の通い合う地域共生社会の実現を目的とします。



2 地域福祉の動向

● 「地域共生社会」の実現にむけて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

「地域共生社会」の実現にむけては、①町民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働した地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築が重要となります。

支援を必要とする町民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、町民や福祉関係者が把握でき、関係機関との連携等による解決が図られることが必要です。

また、地域の力と公的な支援体制があいまつた、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制」を整備する必要があります。

地域福祉計画は、このような地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取組をすすめることが求められます。



出典：地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第1号（厚生労働省）

●包括的な支援体制の整備について

町民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築には、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」による継続的な伴走支援の実施や、多機関協働による支援など、重層的な支援体制の整備を進める必要があります。

I 「相談支援」に必要な機能

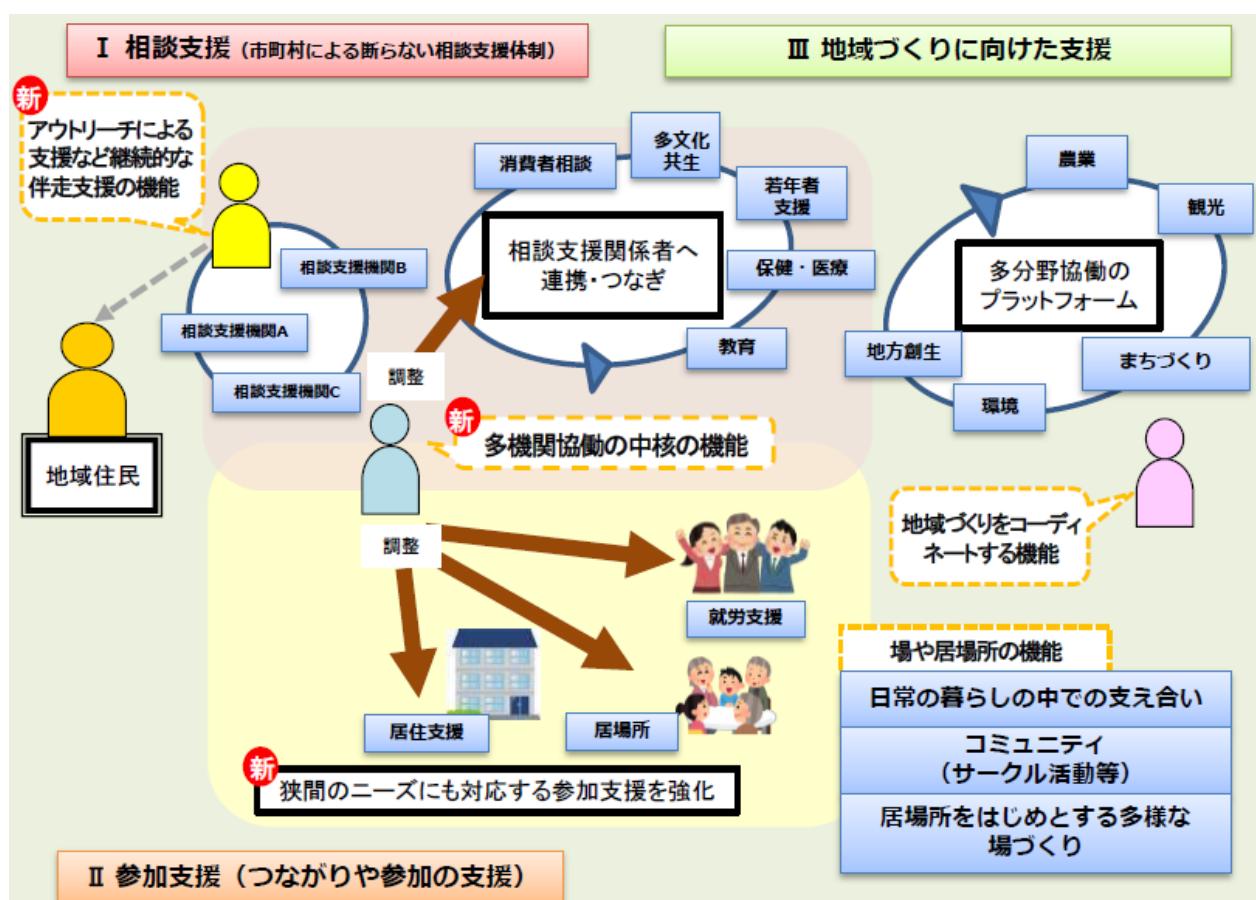
- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能
- ②多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ③個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトローチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

II 「参加支援」に必要な機能

- ①本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能

III 「地域づくりに向けた支援」に必要な機能

- ①町民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



出典：地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第2号（厚生労働省）

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけと計画期間

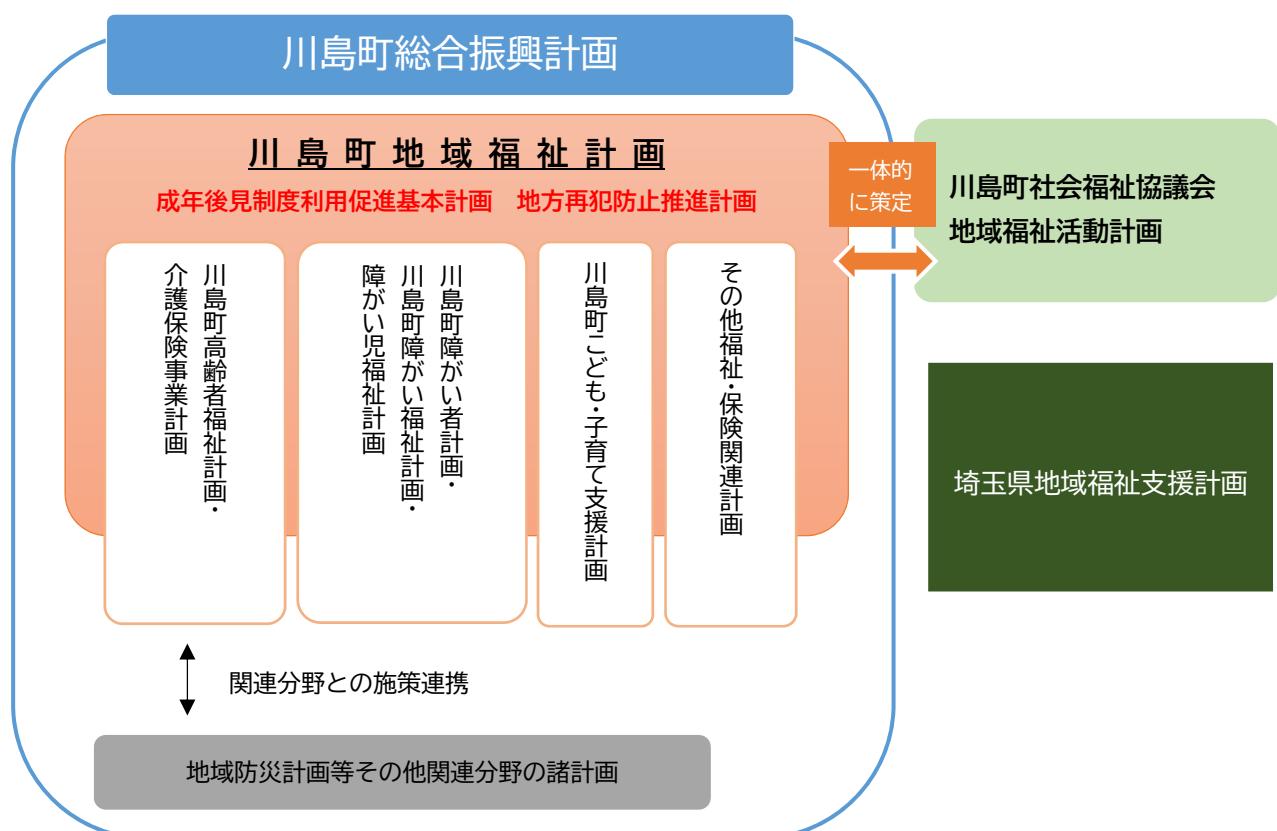
(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、「児童」「障がい者」「高齢者」等の対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を要するさまざまな人（子育て家庭、障がい者、高齢者、外国籍の方で日常生活に何らかの支援を要する人）の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくまちづくりを進めるための計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」について、本計画の中に位置付けます。

■他の計画との関係

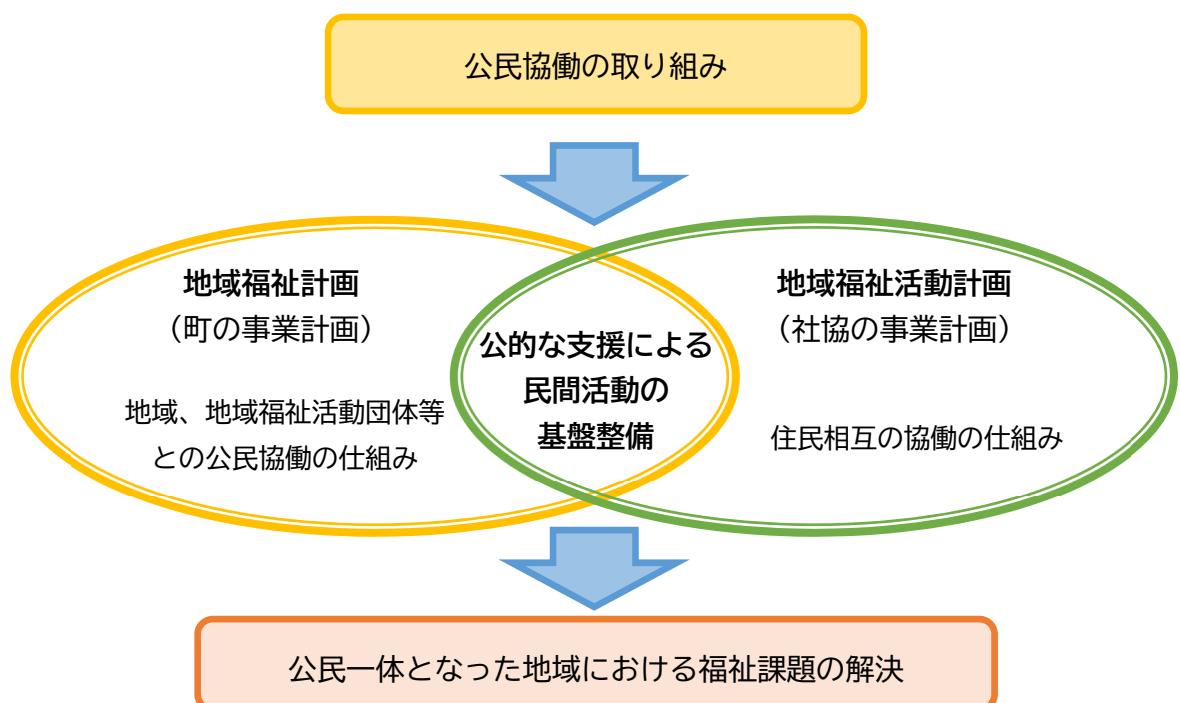


(2) 社会福祉協議会（社協）との連携

社協は、地域住民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などの参加・協力を得て、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。

このように、社協は町全体の地域福祉推進のため中心的な役割を担っていくこととなるため、川島町においては、町が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社協が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定します。



(3) 計画期間

この計画の期間は、令和3～8年度の6か年とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化、関連法制度や他の福祉計画の変更などにより、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間及び関連計画の計画期間

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合振興計画				現行計画		次期計画
地域福祉計画・ 社協地域福祉活動計画				現行計画		
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		現行計画			次期計画	
障がい者計画・ 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画		現行計画			次期計画	
こども・子育て支援計画		現行計画			次期計画	

第2章 川島町の現状と課題

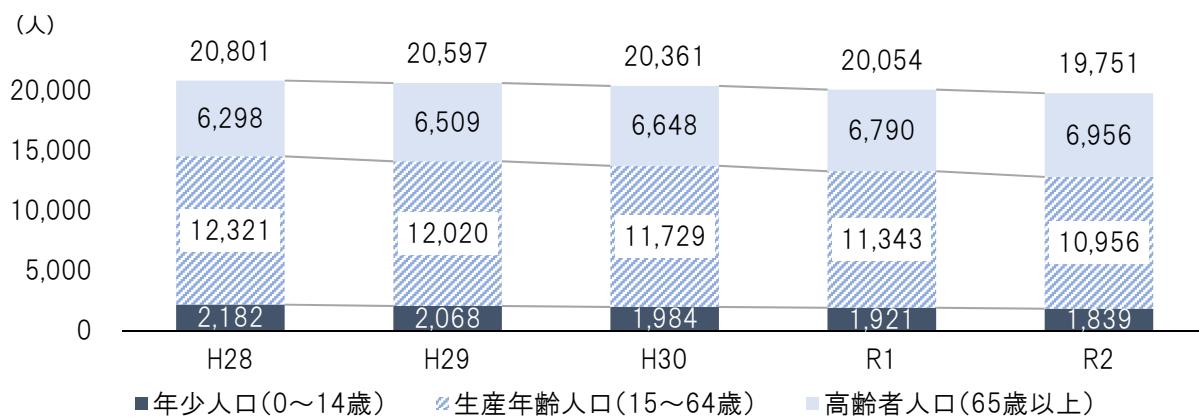
1 人口・世帯の状況

本町の人口は減少傾向で推移しています。

総人口は平成 28 年に 20,801 人でしたが、令和 2 年には 19,751 人と 1,050 人の減少となっています。

年齢 3 区別別の人口の推移をみると、年少人口は平成 28 年に 2,182 人でしたが、令和 2 年は 1,839 人と 343 人の減少、同様に生産年齢人口は 1,365 人の減少となっています。一方、高齢者人口は 658 人の増加となっており、少子高齢化が進んでいる状況となっています。

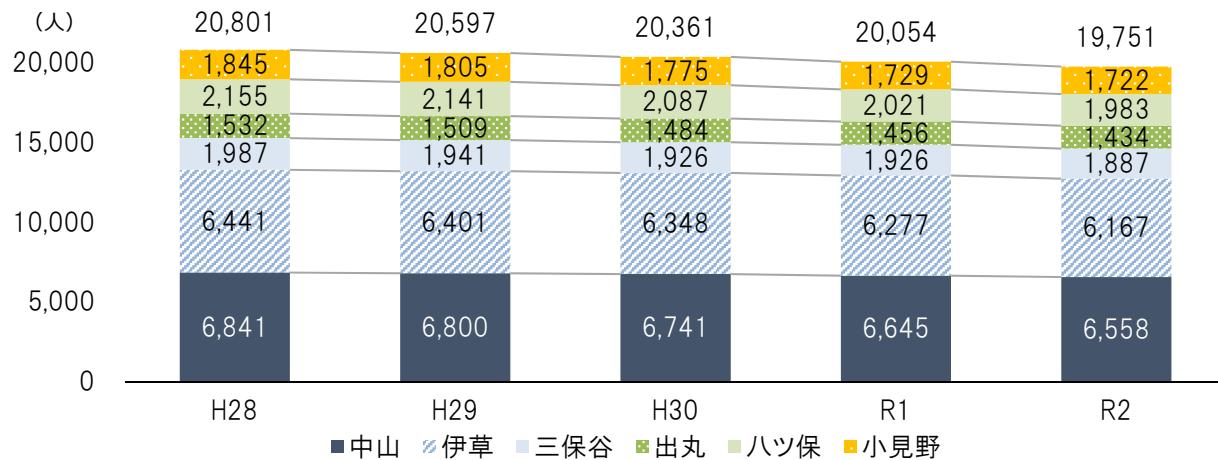
■年齢 3 区別別の人口推移



資料：町民生活課（各年 10 月 1 日現在）

地区別の人口の推移をみると、平成 28 年と比べ令和 2 年では、中山地区で 283 人、伊草地区で 274 人、三保谷地区で 100 人、出丸地区で 98 人、ハツ保地区で 172 人、小見野地区で 123 人減少しています。

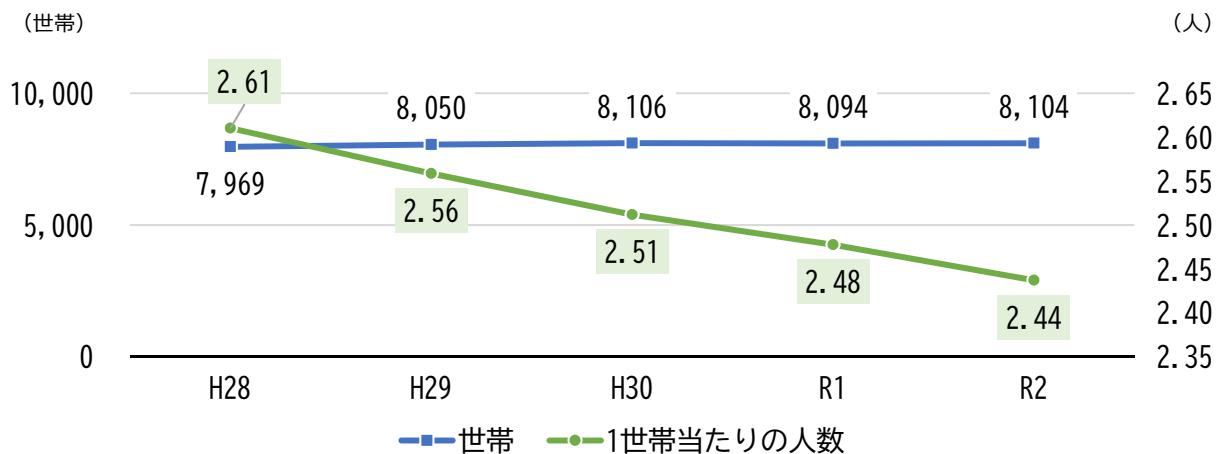
■地区別の人口推移



資料：町民生活課（各年 10 月 1 日現在）

世帯数は、平成 28 年から平成 30 年にかけては、増加傾向で推移していましたが、令和元年以降は横ばいとなっています。1 世帯あたりの人数は人口が減少していることから平成 28 年に 2.61 人でしたが、令和 2 年は 2.44 人となっています。

■世帯数と 1 世帯当たりの人数の推移



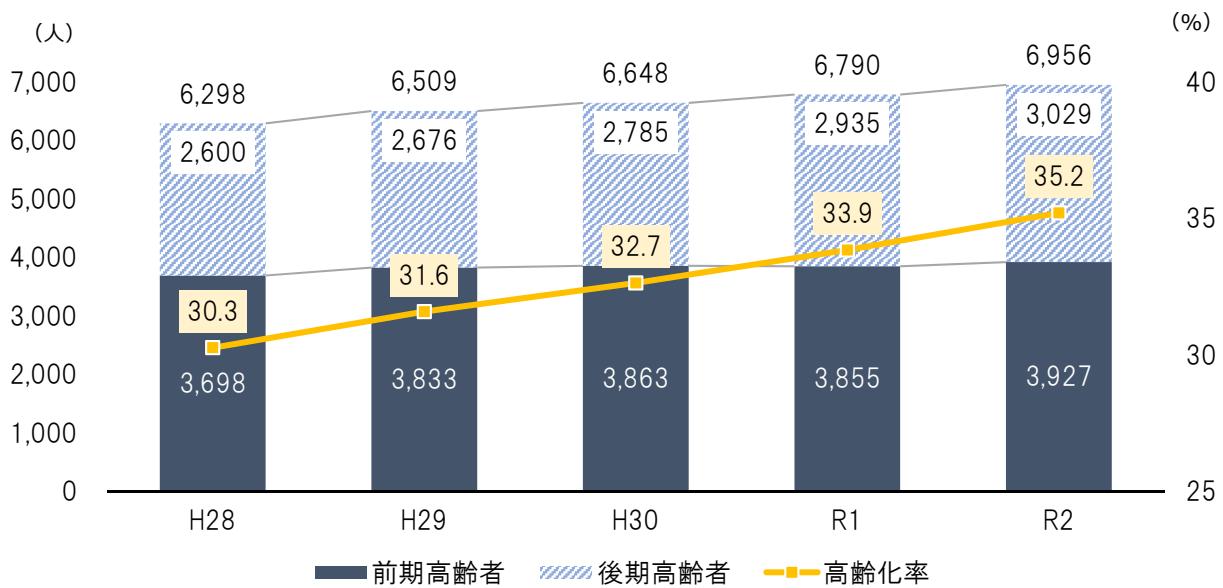
資料：町民生活課（各年 10 月 1 日現在）

2 高齢者の状況

高齢者数は増加傾向で推移しており、前期高齢者（65～74 歳）と後期高齢者（75 歳以上）別にみると、前期高齢者は平成 28 年に 3,698 人でしたが、令和 2 年は 3,927 人と、229 人の増加、同様に後期高齢者も 429 人の増加となっています。

高齢化率は、平成 28 年度の 30.3% から令和 2 年度 35.2% へと 4.9% 上昇しています。

■高齢者数と高齢化率の推移

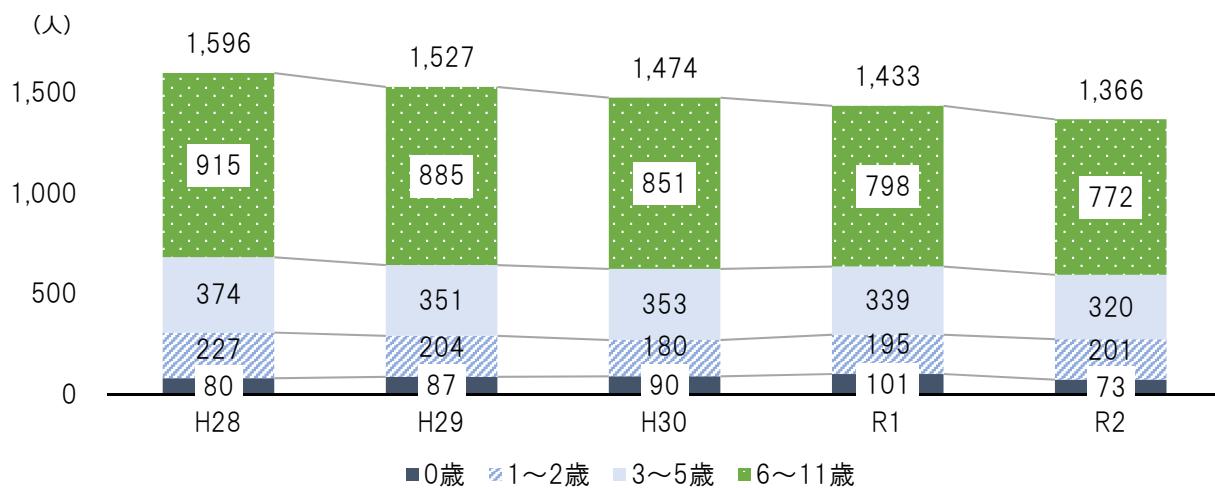


資料：町民生活課（各年 10 月 1 日現在）

3 児童の状況

就学前から小学校にかけての児童人口（0～11歳）は、平成28年から令和2年にかけて減少傾向で推移しており、平成28年に1,596人でしたが令和2年には1,366人と5年間で230人の減少となっており、今後も減少することが予測されます。

■児童数の推移



資料：町民生活課（各年10月1日現在）

4 外国人の状況

外国人数は、平成28年から令和2年にかけて増加傾向で推移しており、平成28年に245人でしたが令和2年には373人と5年間で128人の増加となっています。同様に外国人世帯数では122世帯の増加となっています。

■外国人数の推移



資料：町民生活課（各年10月1日現在）

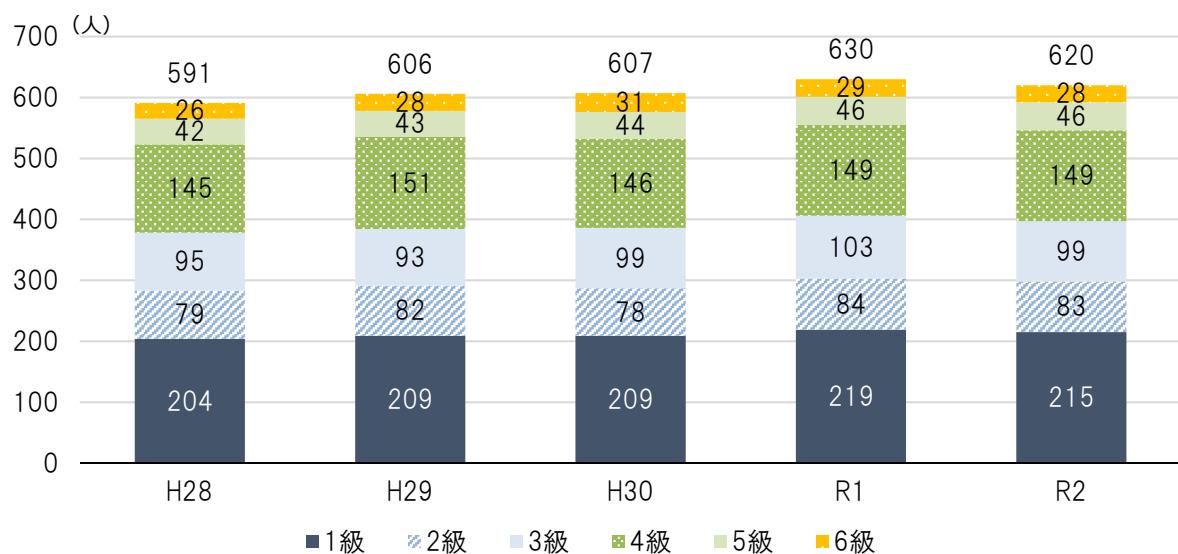
5 障がい者の状況

◎身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度以降増加傾向で推移しています。

手帳の内訳では、「1 級」「4 級」の割合が高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



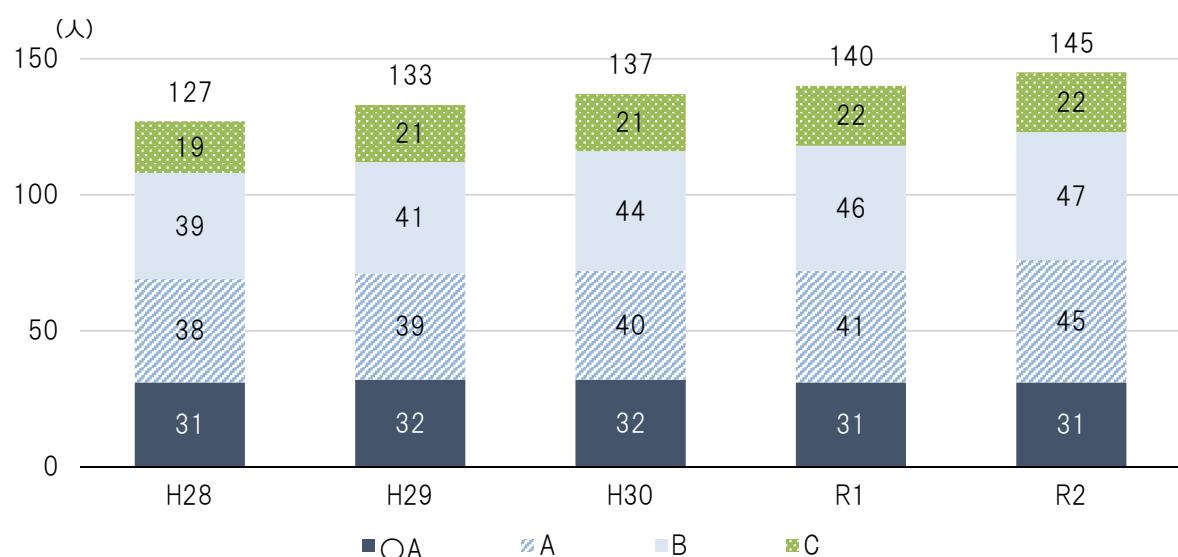
資料：健康福祉課（各年度 3 月末日現在、令和 2 年度は 9 月末時点）

◎療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、平成 28 年度以降微増傾向で推移しています。

手帳の内訳では、「A」「B」の人数が毎年増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



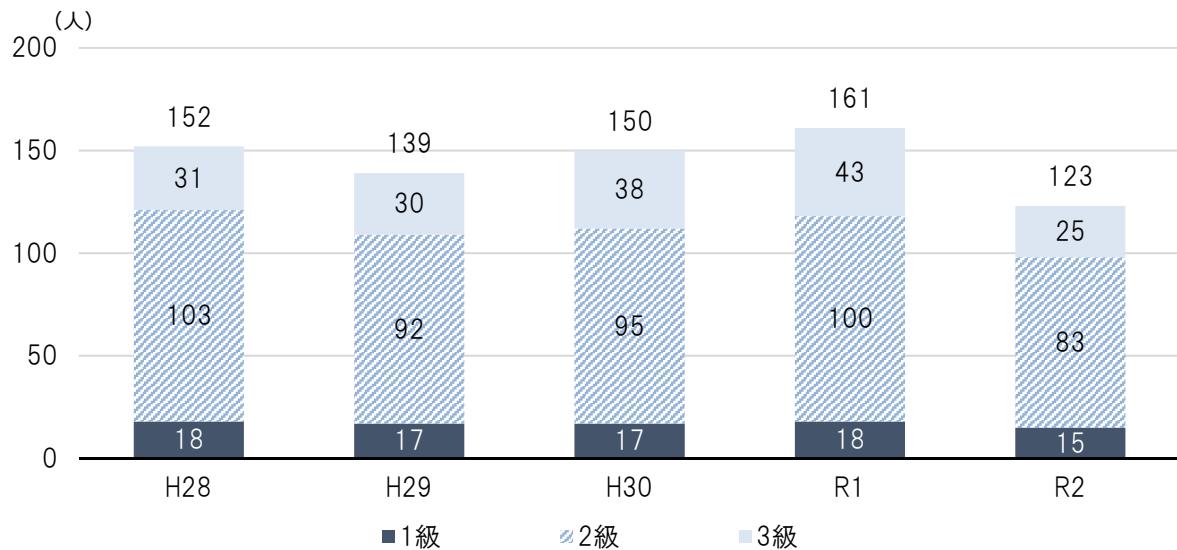
資料：健康福祉課（各年度 3 月末日現在、令和 2 年度は 9 月末時点）

◎精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各年度により人数の増減が見られます。

手帳の内訳では、「2級」「3級」の人数において年による増減が比較的大きくなっています。割合では各年とも「2級」が7割程度と高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

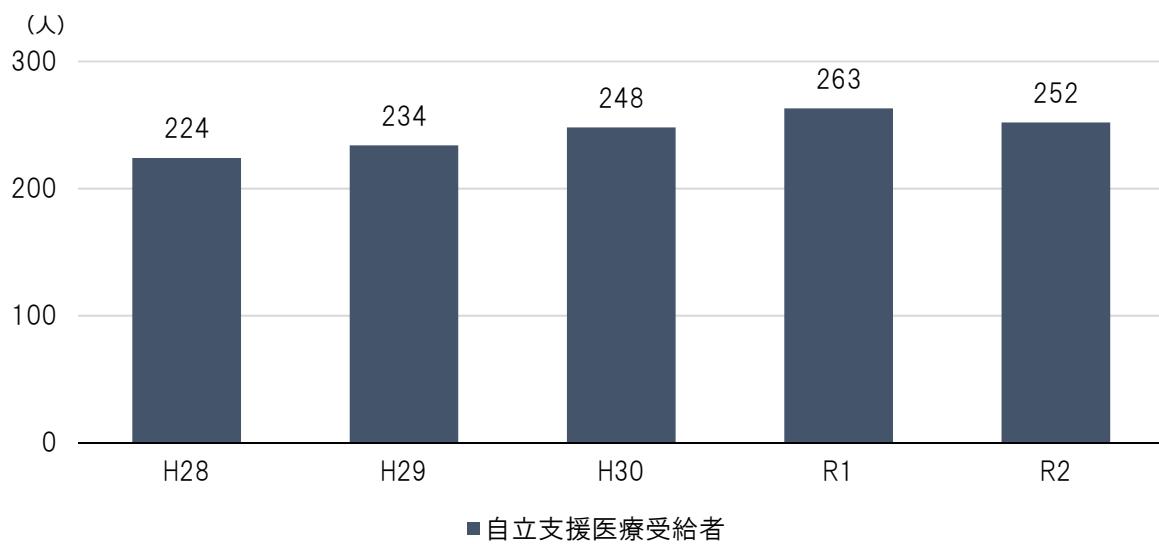


資料：健康福祉課（各年度3月末日現在、令和2年度は9月末時点）

◎自立支援医療受給者

自立支援医療受給者数は、250人程度で推移しています。

■自立支援医療受給者数



資料：健康福祉課（各年度3月末日現在、令和2年度は9月末時点）

6 生活保護の状況

生活保護世帯は、平成 28 年度の 60 世帯から令和 2 年度は 75 世帯と増加しています。

また、令和 2 年度の生活保護率は、0.52%となっていて、県内の市町村と比較して低い水準となっています。

■生活保護世帯、生活保護率の推移



資料：埼玉県福祉部社会福祉課（各年 4 月分報告資料より）

7 アンケート結果

地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する基礎資料とするためにアンケートを実施しました。調査結果より抜粋して以下に示します。

■アンケート概要

◎調査対象者：

- ・在宅介護実態調査対象者：町内在住の要支援又は要介護認定を受けている方でかつ、在宅で生活をしている方を対象に無作為抽出により 400 人
- ・障がい児：18 歳未満の障害者手帳所持者から 75 人
- ・障がい者：18 歳以上の障害者手帳所持者から 325 人
- ・一般町民：18 歳以上の町民から無作為抽出により 700 人

◎調査方法：郵送による配布、回収（郵送調査）

◎調査期間：令和 2 年 10 月 12 日～30 日

◎回収状況

発送数	回収数	回収率	有効回答数	無効回答数
1,500	763	50.9%	763	0

●グラフ表示の見方

◎比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。このため比率が 0.05 未満の場合には 0.0 と表記しています。また、合計が 100.0% とならないこともあります。

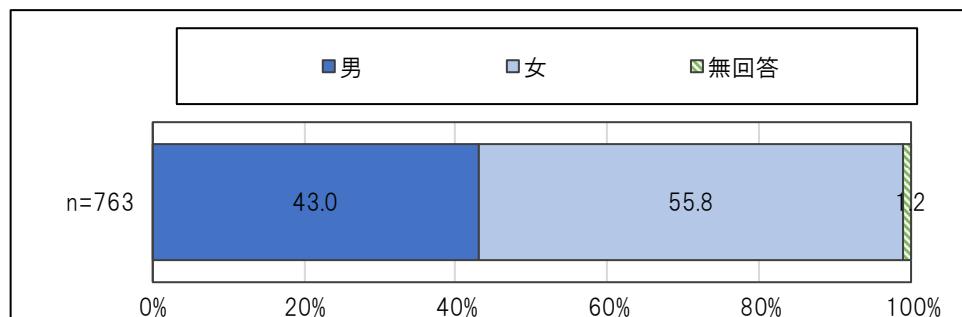
◎複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が 100% を超えることがあります。

◎グラフの（サンプル数 n=○○）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致するとは限りません。

■アンケート調査結果

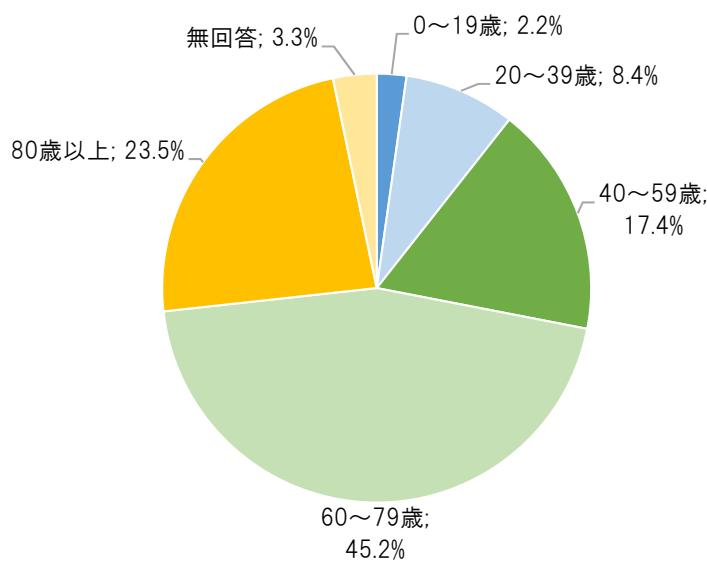
1. あなたご自身について

あなたの性別は次のうちどちらですか。(ひとつだけ○)



回答者の性別は、「男性」が 43.0%、「女性」が 55.8% となっています。

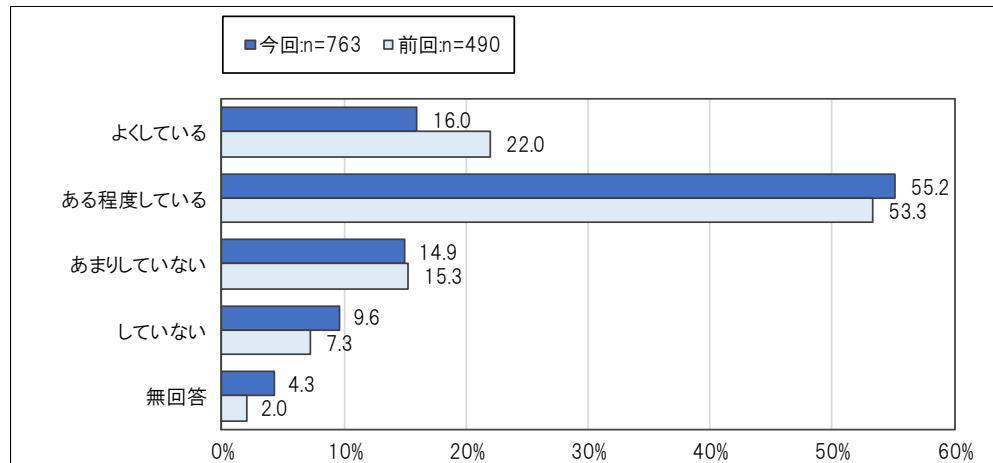
あなたの年齢はいくつですか。 n=763



回答者の年齢は、「60～79 歳」が 45.2% で最も多く、次いで「80 歳以上」が 23.5%、「40～59 歳」(17.4%)、「20～39 歳」(8.4%)、「0～19 歳」(2.2%) となっています。

2. 地域生活について

問 あなたは、近所の人とどの程度おつきあい（地域行事などへの参加含む）していますか。（ひとつだけ○）



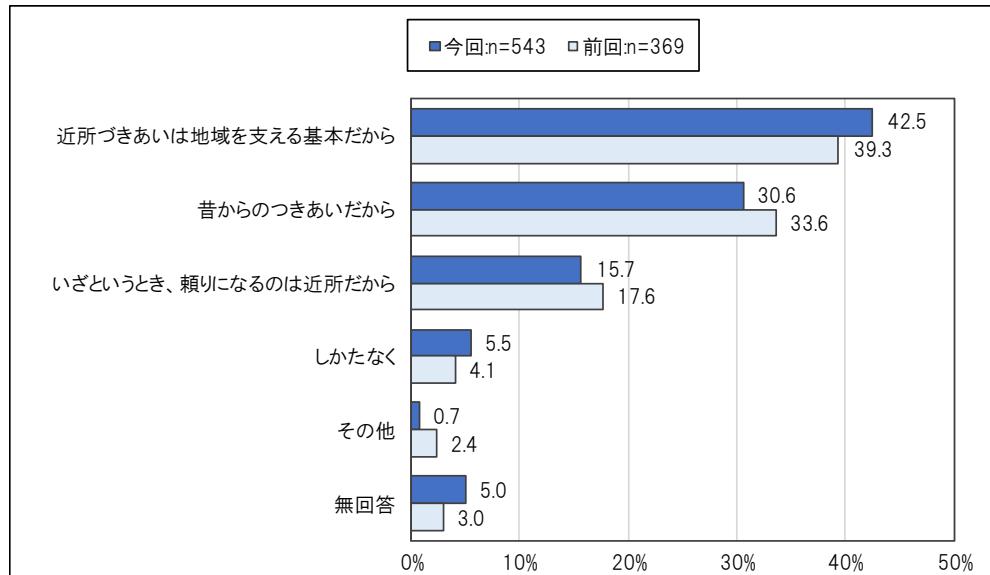
近所の人とのつきあいの程度は、「している（よくしているとある程度しているの合計の割合）」が 71.2%、「していない（あまりしていないとしていないの合計）」が 24.5%となっています。

■つきあいの程度 年齢別クロス集計

(%)

	合計	よくして いる	ある程度 している	あまりし てない	していな い	無回答
全体	n=763 100.0	16.0	55.2	14.9	9.6	4.3
0～19歳	n=17 100.0	5.9	64.7	23.5	5.9	0.0
20～39歳	n=64 100.0	9.4	39.1	28.1	21.9	1.6
40～59歳	n=133 100.0	12.0	48.9	24.1	12.0	3.0
60～79歳	n=345 100.0	17.7	62.9	9.9	5.5	4.1
80歳以上	n=179 100.0	19.6	50.8	12.8	10.6	6.1

問 おつきあいを「よくしている」または「ある程度している」理由は何ですか。
(ひとつだけ○)



おつきあいをしている理由は、「近所づきあいは地域を支える基本だから」が42.5%、「昔からのつきあいだから」が30.6%となっています。

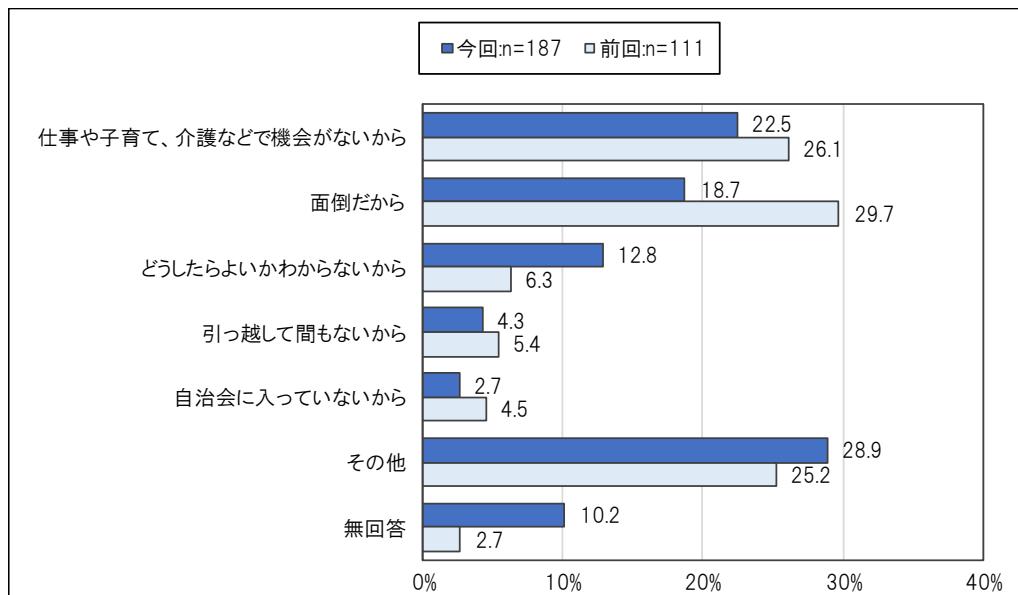
■近所づきあいを行う理由 年齢別クロス集計

	合計	近所づき あいは地 域を支え る基本だ から	昔からの つきあい だから	いざとい うとき、 頼りにな るのは近 所だから	しかたなく	その他	無回答	(%)
全体	n=543 100.0	42.5	30.6	15.7	5.5	0.7	5.0	
0~19歳	n=12 100.0	33.3	25.0	16.7	16.7	0.0	8.3	
20~39歳	n=31 100.0	29.0	41.9	16.1	9.7	0.0	3.2	
40~59歳	n=81 100.0	49.4	18.5	16.0	8.6	1.2	6.2	
60~79歳	n=278 100.0	51.8	27.7	11.9	4.3	0.7	3.6	
80歳以上	n=126 100.0	24.6	41.3	22.2	3.2	0.8	7.9	

第2章 川島町の現状と課題

問 おつきあいを「あまりしていない」または「していない」理由は何ですか。

(ひとつだけ○)



おつきあいをあまりしていない理由では、「仕事や子育て、介護などで機会がないから」が 22.5%で最も多く、次いで「面倒だから」(18.7%)、「どうしたらよいかわからないから」(12.8%) などとなっています。

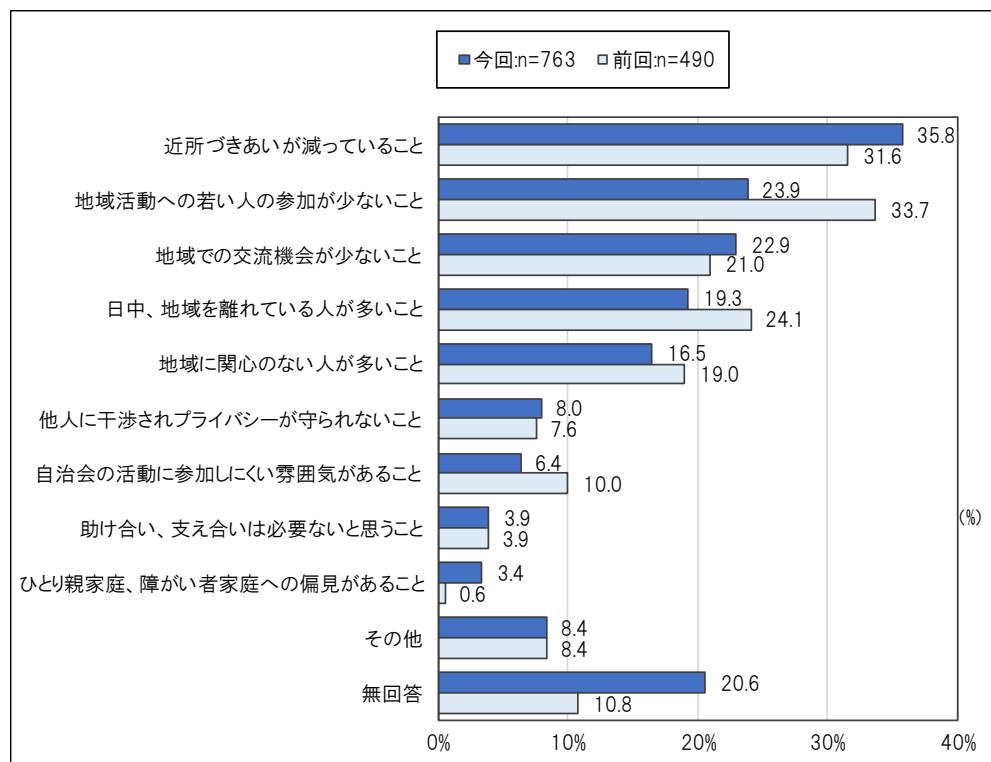
■近所づきあいを行わない理由 年齢別クロス集計

(%)

	合計	仕事や子育て、介護などで機会がないから	面倒だから	どうしたらよいかわからないから	引っ越しして間もないから	自治会に入っていないから	その他	無回答
全体	n=187 100.0	22.5	18.7	12.8	4.3	2.7	28.9	10.2
0~19歳	n=5 100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0
20~39歳	n=32 100.0	37.5	18.8	6.3	0.0	6.3	21.9	9.4
40~59歳	n=48 100.0	31.3	12.5	25.0	6.3	2.1	16.7	6.3
60~79歳	n=53 100.0	11.3	32.1	13.2	3.8	0.0	22.6	17.0
80歳以上	n=42 100.0	16.7	9.5	7.1	2.4	4.8	54.8	4.8

問 現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



住んでいる地域の中の課題では、「近所づきあいが減っていること」が35.8%、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が23.9%となっています。

■地域の問題点 年齢別クロス集計

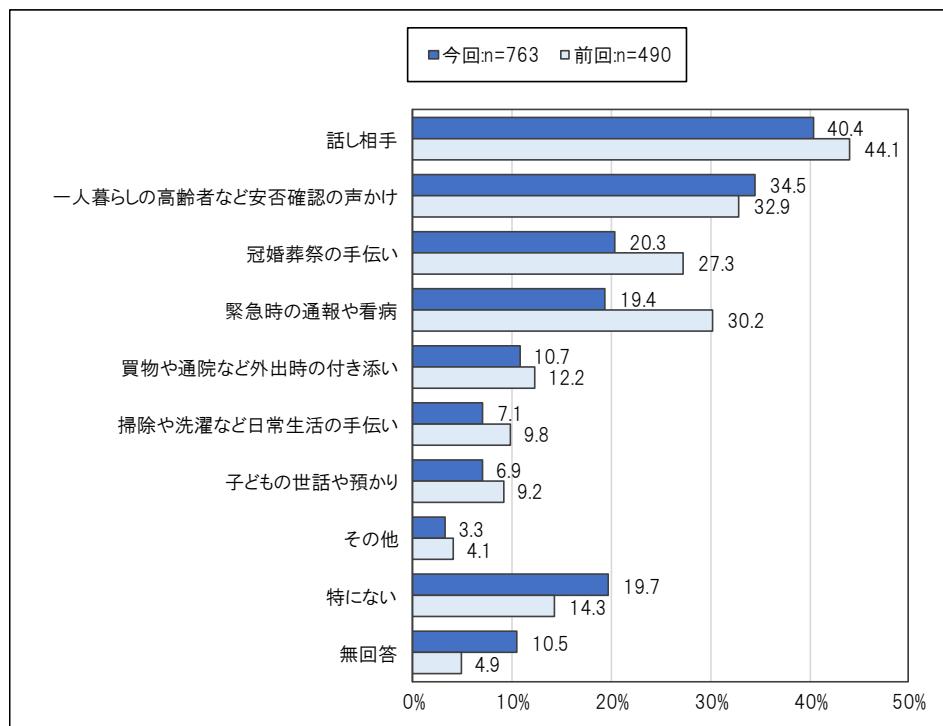
(%)

	合計	る近 こ所 とづ き あ い が 減 つ て い	加地 が域 と少 な動 いへ この と若 い人 の参	い地 域 とで の交 流 機 会 が少 な	人日 が中 多、 い地 域 とを 機 会 が少 な	い地 域 とに い地 域 とを 機 会 が少 な	い地 域 とに い地 域 とを 機 会 が少 な	シ他 ー人 がに 守干 心ら れさ 離れ れ て い	く自 治 い霧 会 の干 渉 れさ なれ い 人 が 離 れ て い	く自 治 い霧 会 の干 渉 れさ なれ い 人 が 離 れ て い	要助 け い合 思、 か う支 が、 と合 い は必 と者	家 庭 と へり の親 偏 家 見 庭	そ の 他	無 回 答
全体	n=763 100.0	35.8	23.9	22.9	19.3	16.5	8.0	6.4	3.9	3.4	8.4	20.6		
0~19歳	n=17 100.0	17.6	17.6	29.4	17.6	17.6	5.9	5.9	0.0	5.9	17.6	0.0		
20~39歳	n=64 100.0	21.9	29.7	23.4	23.4	14.1	12.5	12.5	3.1	9.4	7.8	15.6		
40~59歳	n=133 100.0	27.8	27.8	19.5	23.3	17.3	6.0	8.3	3.0	3.0	8.3	20.3		
60~79歳	n=345 100.0	38.3	24.9	22.3	18.0	17.7	8.4	7.0	4.6	3.5	7.8	22.0		
80歳以上	n=179 100.0	42.5	17.9	25.7	19.0	15.6	7.3	2.8	4.5	0.6	10.1	20.7		

第2章 川島町の現状と課題

問 近所の人が困っているときに、あなたができることはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)



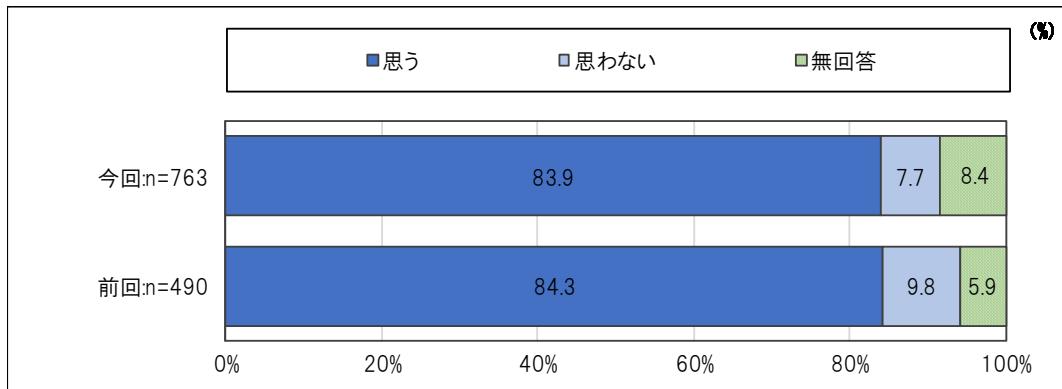
近所の人が困っている時にできることでは、「話し相手」が40.4%で最も多く、次いで「一人暮らしの高齢者など安否確認の声かけ」(34.5%)、「冠婚葬祭の手伝い」(20.3%)、「緊急時の通報や看病」(19.4%)となっています。

■近所の人が困っている時にできること 年齢別クロス集計

(%)

	合計	話し相手	けなど人安暮否ら確し認のの高声齡か者	冠婚葬祭の手伝いや看病	緊急時の通報や看病	時物付やき通りなど外	買通院いなど外	生活のや手洗伝濯いなど日	掃除のや手洗伝濯いなど日常	り子どもの世話や預か	その他の	特になし	無回答
全体	n=763 100.0	40.4 44.1	34.5 29.4	20.3 0.0	19.4 5.9	10.7 5.9	7.1 5.9	6.9 5.9	3.3 5.9	19.7 29.4	10.5 0.0		
0~19歳	n=17 100.0	47.1 47.1											
20~39歳	n=64 100.0	57.8 28.1		23.4 23.4	29.7 29.7	12.5 12.5	7.8 7.8	12.5 12.5	1.6 1.6	9.4 9.4	6.3 6.3		
40~59歳	n=133 100.0	41.4 33.1		21.1 19.5	19.5 12.0	12.0 8.3	8.3 8.3	2.3 2.3	19.5 19.5	6.0 6.0			
60~79歳	n=345 100.0	39.1 40.6		23.5 18.6	18.6 11.6	11.6 9.3	9.3 6.4	2.6 2.6	16.5 16.5	12.5 12.5			
80歳以上	n=179 100.0	38.5 30.2		17.3 19.0	19.0 8.9	8.9 2.8	2.8 5.6	5.6 5.6	27.4 27.4	10.1 10.1			

問 あなたは、地域生活の中で住民お互いの自主的な協力関係は、必要であると思いますか。
(ひとつだけ○)



地域生活の中で住民お互いの自主的な協力関係は「(必要と)思う」が 83.9% で「(必要と)思わない」の 7.7% を大きく上回っています。

■自主的な協力関係の必要性 年齢別クロス集計

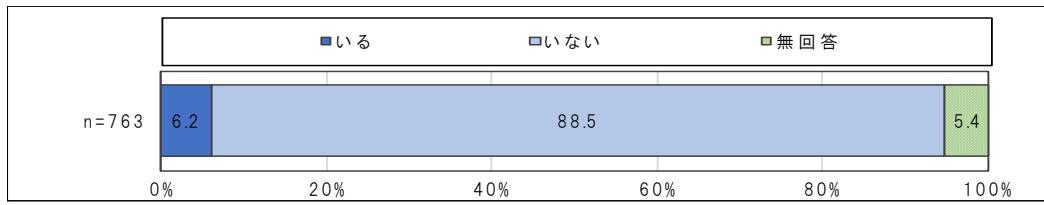
(%)

	合計	思う	思わない	無回答
全体	n=763 100.0	83.9	7.7	8.4
0~19歳	n=17 100.0	70.6	23.5	5.9
20~39歳	n=64 100.0	76.6	17.2	6.3
40~59歳	n=133 100.0	84.2	9.8	6.0
60~79歳	n=345 100.0	86.1	4.3	9.6
80歳以上	n=179 100.0	85.5	7.8	6.7

第2章 川島町の現状と課題

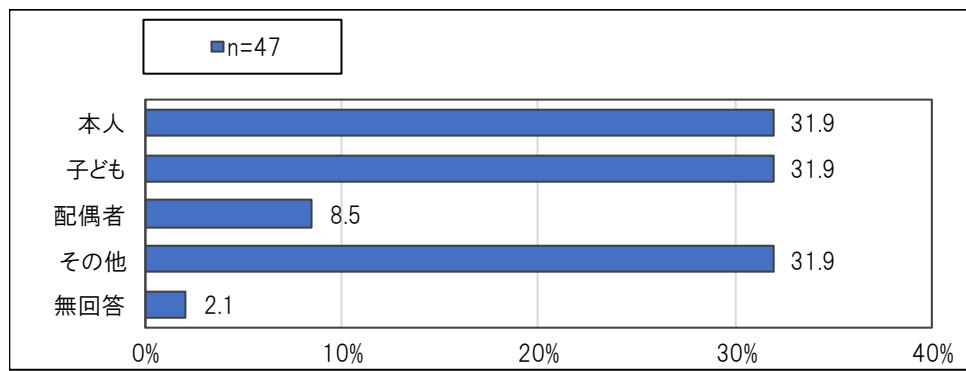
問 あなた、もしくは同居する家族で、社会的にひきこもりの状態にある人はいますか。

(ひとつだけ○)



あなた、もしくは同居する家族で、社会的にひきこもりの状態にある人がいるか尋ねたところ「いない」が88.5%で最も多く、「いる」は(6.2%)となっています。

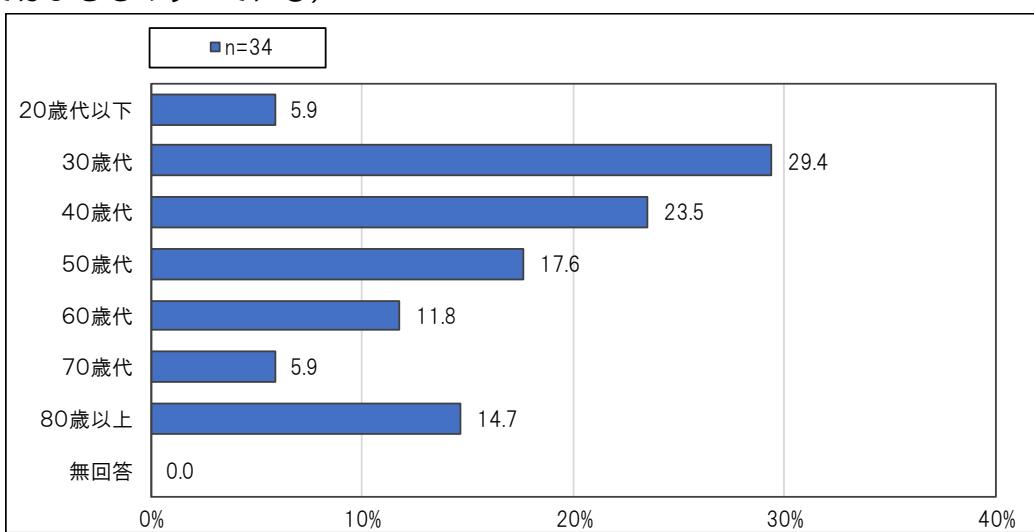
問 社会的ひきこもりの状態にあるのは、どのような方ですか。記載できる範囲でお答えください。(あてはまるものすべてに○)



「社会的にひきこもりの状態にある人がいる」と回答した方では、「本人」「子ども」「その他」がともに(31.9%)で、次いで「配偶者」が(8.5%)となっています。

問 社会的ひきこもりの状態にある方の年齢を記載できる範囲でお答えください。

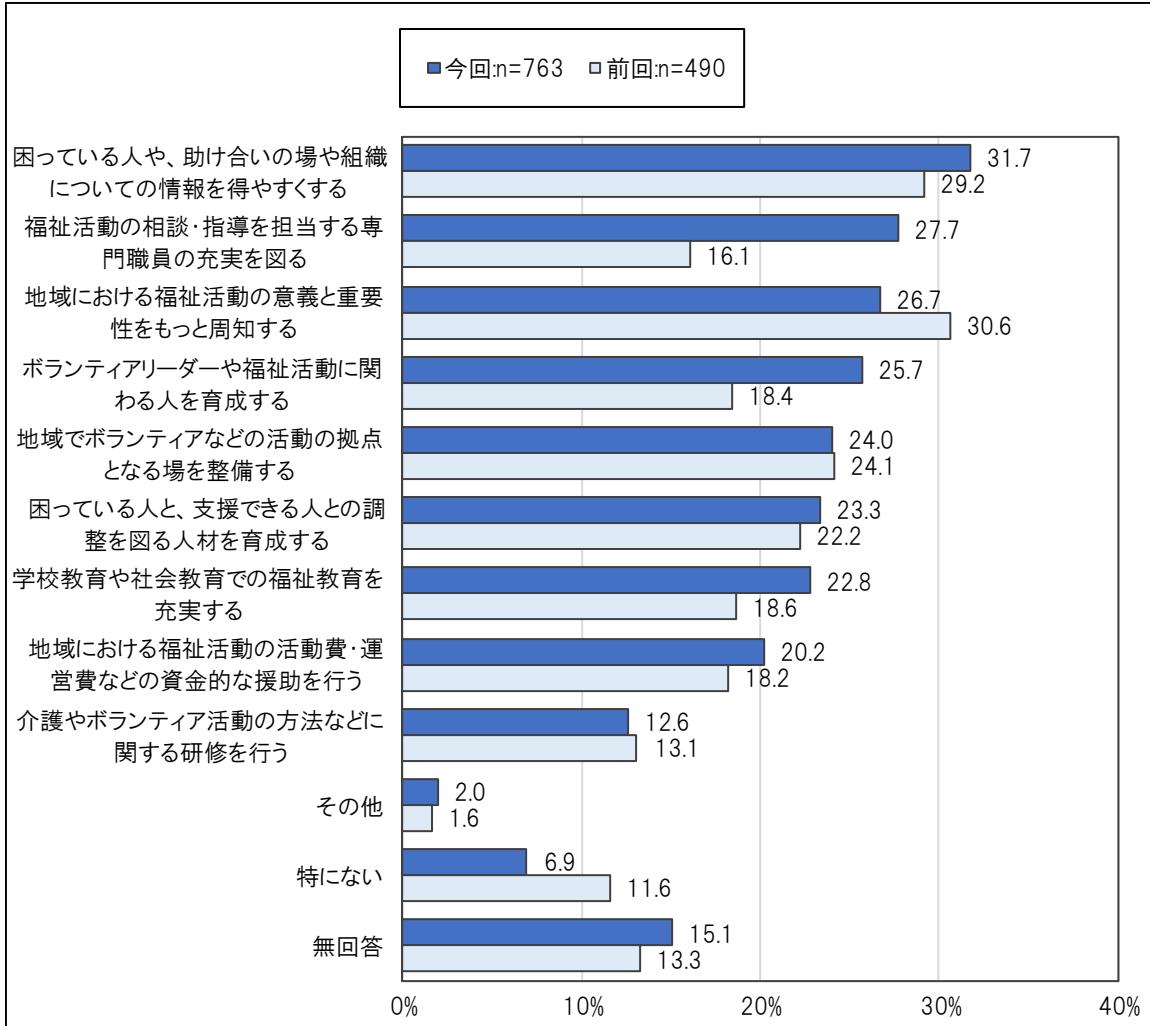
(あてはまるものすべてに○)



社会的ひきこもりの状態にある方の年齢を訪ねたところ、「30歳代」(29.4%)が最も多く、次いで「40歳代」(23.5%)、「50歳代」(17.6%)、「80歳以上」(14.7%)、「60歳代」(11.8%)、「20歳代以下」「70歳代」がともに(5.9%)となっています。

3. 地域活動・ボランティア活動について

問 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

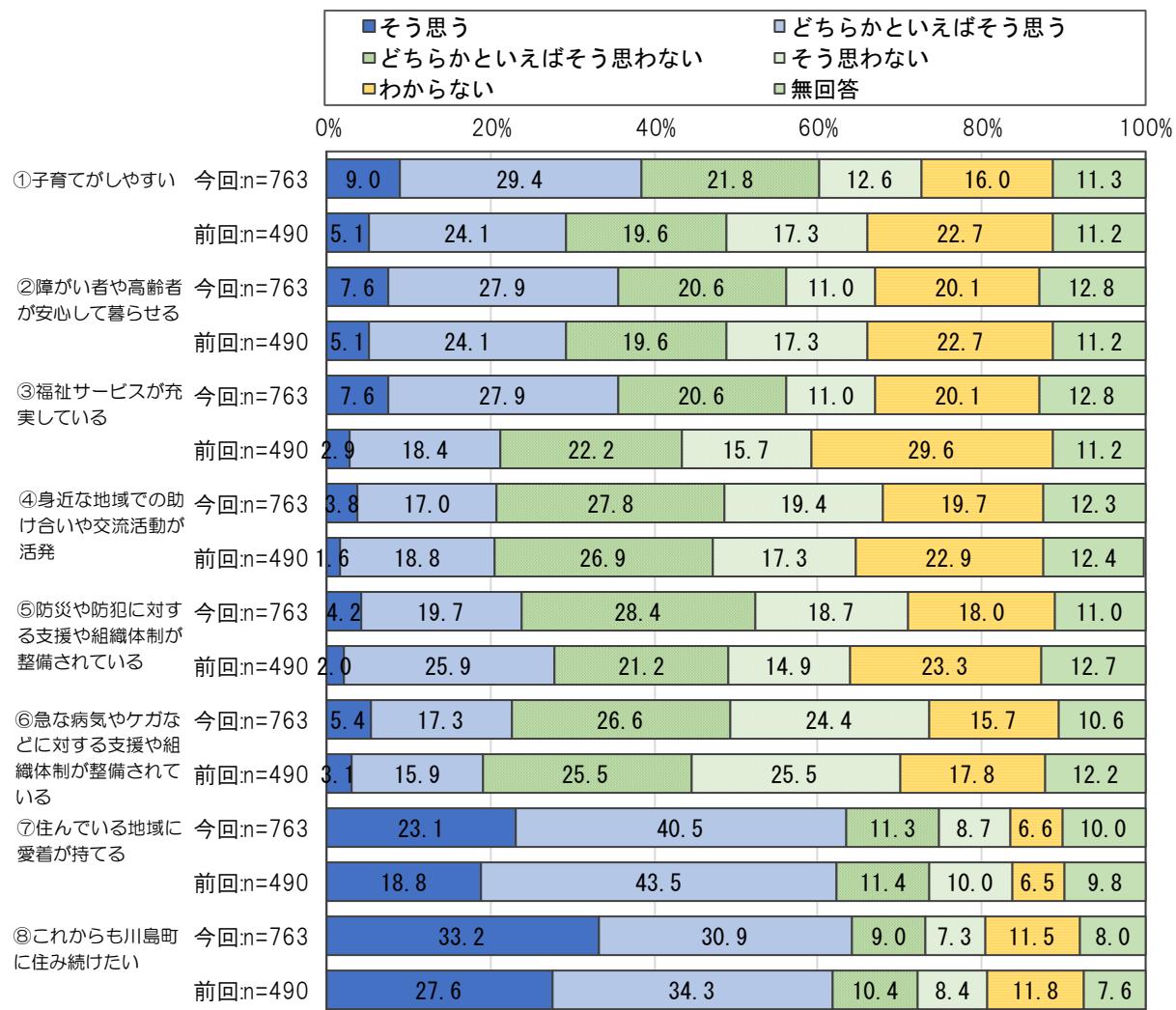


地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が(31.7%)で最も多く、次いで「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」(27.7%)、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」(26.7%)、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」(25.7%)が上位にあげられています。

4. 川島町について

問 川島町について、下記の項目から当てはまるものに○をつけて下さい。

(それぞれあてはまるもの1つに○)

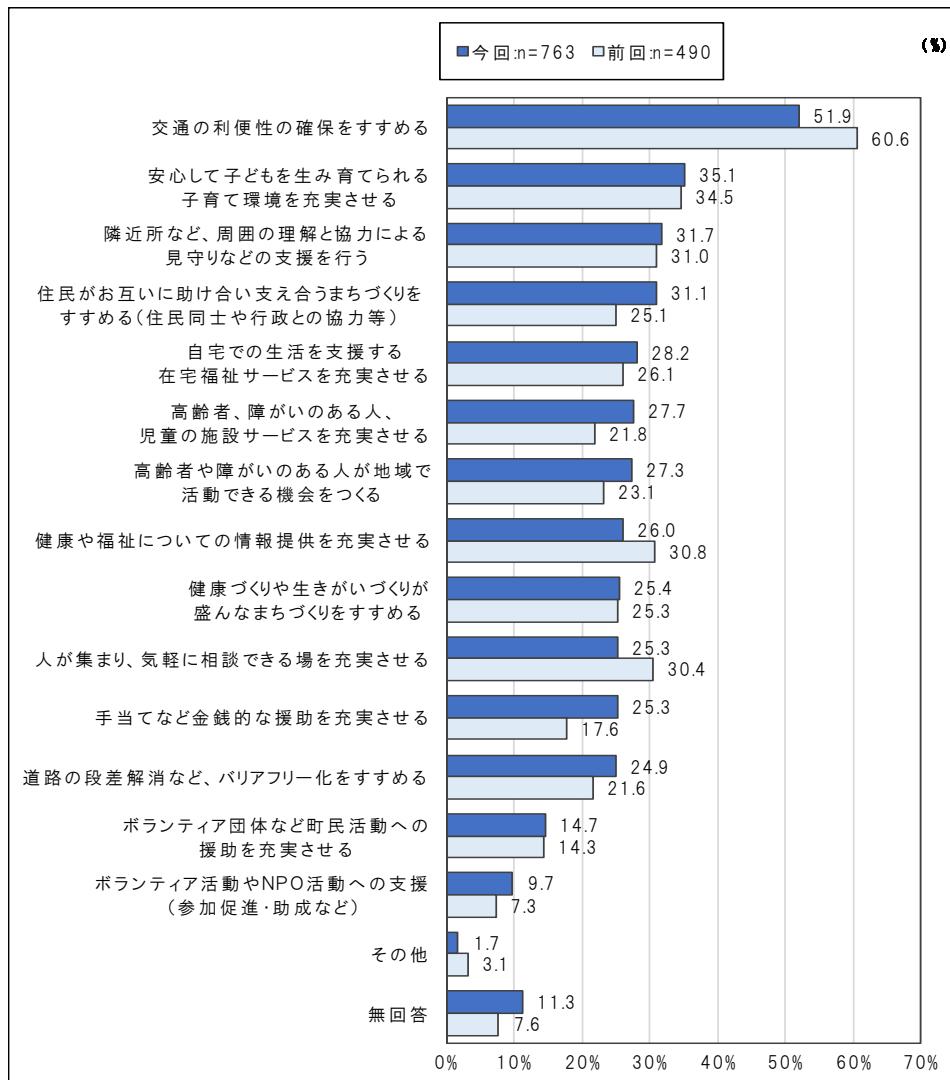


川島町の①～⑧の各項目について具体的にどのように思うかたずねたところ、「思う（と思うとどちらかといえばそう思うの合計）」が「思わない（どちらかといえばそう思わないとそう思わないの合計）」を上回っている項目は、「①子育てがしやすい」「②障がい者や高齢者が安心して暮らせる」「③福祉サービスが充実している」となっています。

「④身近な地域での助け合いや交流活動が活発」「⑤防災や防犯に対する支援や組織体制が整備されている」「⑥急な病気やケガなどに対する支援や組織体制が整備されている」が、「思わない」が「思う」を上回っている状況となっています。

「⑦住んでいる地域に愛着が持てる」63.6%で、住んでいる地域に愛着が持てる割合が多くなっています。同様に「⑧これからも川島町に住み続けたい」では「思う」が64.1%、「思わない」が16.4%でこれからも川島町に住み続けたい割合が多くなっています。

問 川島町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

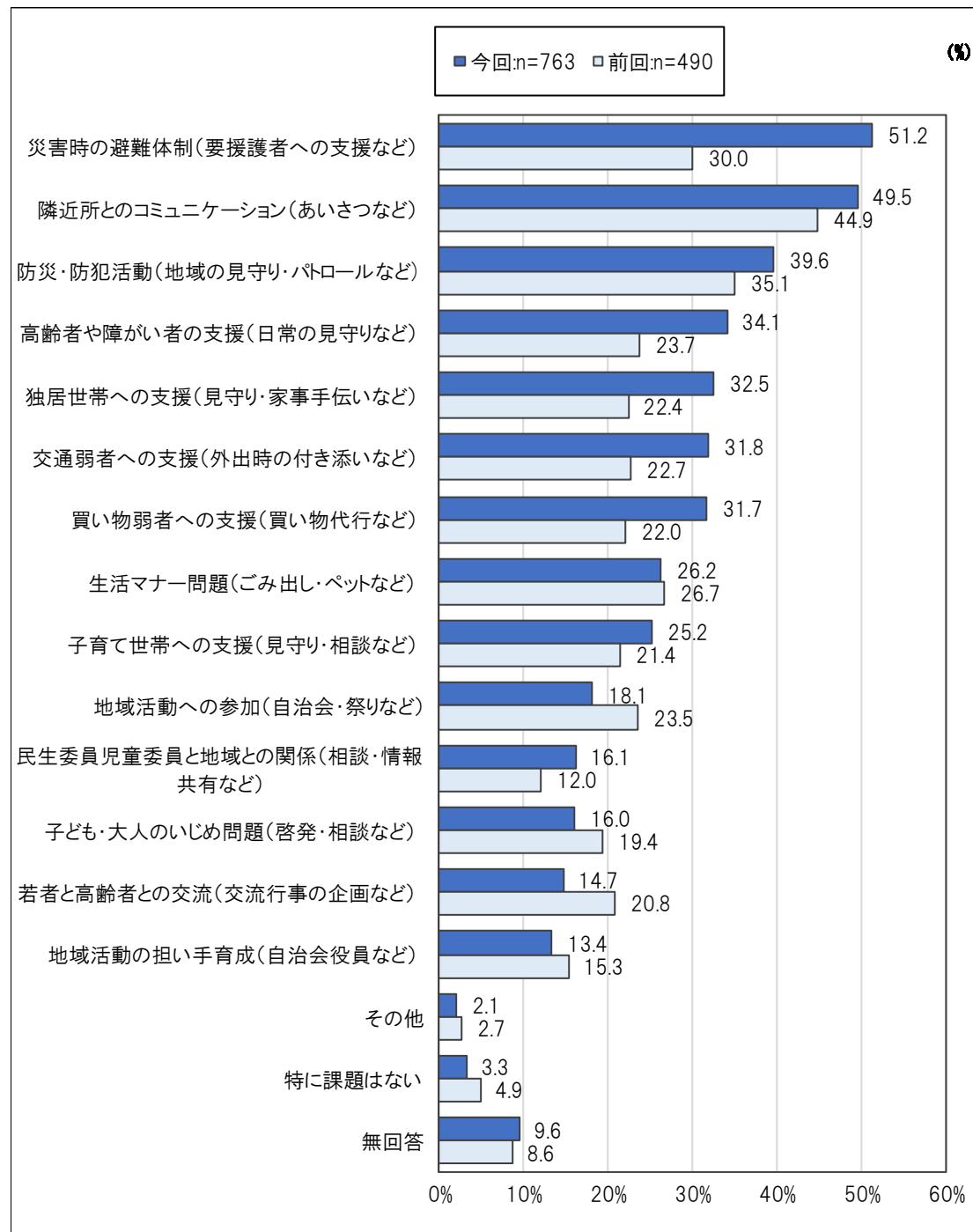


川島町の保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取り組みでは、「交通の利便性の確保をすすめる」が 51.9%で唯一 50%を超えており、強く望まれている項目となっています。

重要と考える項目の回答が 30%以上となっている取り組みでは、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」(35.1%)、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」(31.7%)、「住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりをすすめる(住民同士や行政との協力等)」(31.1%) となっています。

第2章 川島町の現状と課題

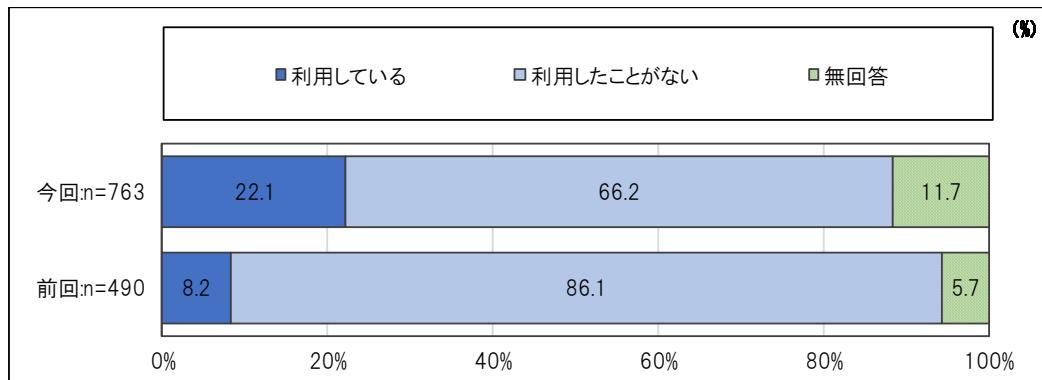
問 今後、地域のだれもが安心して生活するために、取り組むべき課題は、どのようなものがあると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



地域のだれもが安心して生活するために、取り組むべき課題では、「災害時の避難体制(要援護者への支援など)」(51.2%)「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」(49.5%)、「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」(39.6%)、が上位にあげられています。

5. 川島町社会福祉協議会について

問 あなたは、川島町社会福祉協議会で実施しているサービスを利用したことがありますか。
(ひとつだけ○、「1」を選んだ場合は利用している（したことがある）サービスを記入)



川島町社会福祉協議会で実施しているサービスの利用については、「利用している」が 22.1%、「利用したことがない」が 66.2%となっています。利用したことがあるサービスでは「介護サービス」、「福祉用具貸与」、「病院への送迎」等があげられています。

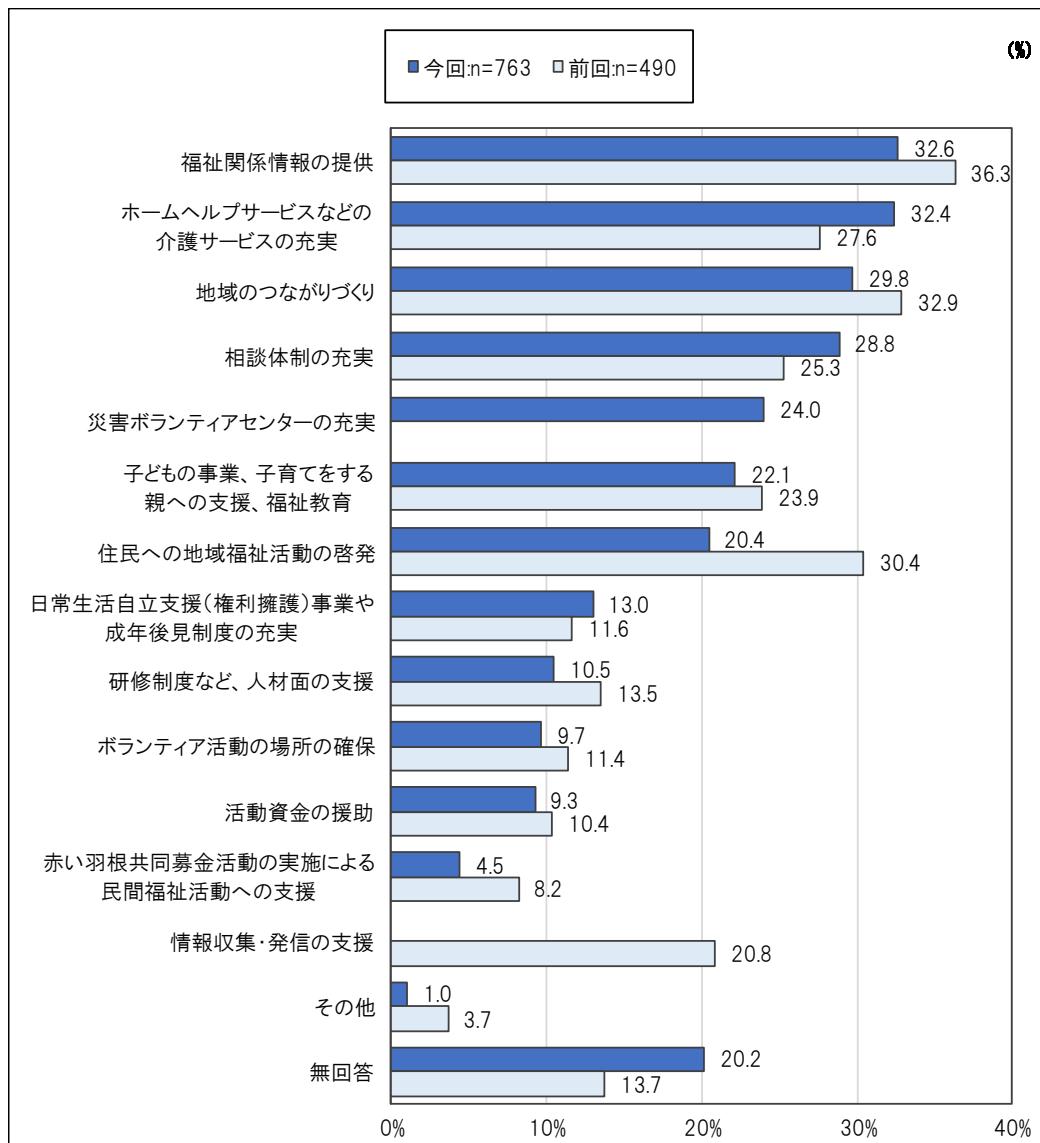
■川島町社会福祉協議会のサービス利用について 年齢別クロス集計
(%)

	合計	利用して いる	利用した ことがな い	無回答
全体	n=763 100.0	22.1	66.2	11.7
0~19歳	n=17 100.0	0.0	94.1	5.9
20~39歳	n=64 100.0	6.3	84.4	9.4
40~59歳	n=133 100.0	13.5	81.2	5.3
60~79歳	n=345 100.0	19.1	70.7	10.1
80歳以上	n=179 100.0	43.0	37.4	19.6

第2章 川島町の現状と課題

問 川島町社会福祉協議会に期待することとはどんなことですか。

(あてはまるものすべてに○)



川島町社会福祉協議会に期待することでは、「福祉関係情報の提供」(32.6%)、「ホームヘルプサービスなどの介護サービスの充実」(32.4%)、「地域のつながりづくり」(29.8%) が上位にあげられています。

6. アンケート調査結果のまとめ

1. 地域生活等について

①近所づきあい

地域生活における問題として、最も多かった回答は「近所づきあいが減っていること」で、3割以上の方が回答しています。特に60代以上の方でそう感じている割合が高く、昔と比べて近所づきあいが減少していることがうかがわれます。

近所づきあいを行っているかについては、「よくしている」は16%となっており、前回調査より6ポイント減少しています。このことから近所づきあいの深さの低下もうかがわれます。近所づきあいを行わない理由としては、20代から50代のいわゆる働き盛り世代においては、「仕事、子育て、介護などで機会がない」が最も多い理由となっています。

一方、60代以上のシニア層においては、「足が悪い、身体的に外出が困難、移動が難しい」といった外出の難しさが理由として挙げられています。

近所づきあいを「よくしている」理由としては、「体操」や「美化運動」への参加などといったことが挙げられています。

気軽に参加できる活動を充実させていくことが重要と考えられます。

②助け合い

地域生活において、住民のお互いの自主的な協力関係が必要と考える人は、8割を超えていきます。最も割合の低い20歳未満においても7割以上の人が必要と考えています。

どのような協力が可能かについては、全体では「話し相手」が約4割と最も高く、次いで「一人暮らしの高齢者など安否確認の声かけ」が約35%などとなっています。

年代別に見ると、20・30代では、「子どもの世話や預かり」、「話し相手」、「買い物や通院など外出時の付き添い」、「緊急時の通報や看病」において、「できる」と回答している割合が他の年代と比較して高くなっています。

また、60・70代においては、「掃除や洗濯など日常生活の手伝い」、「一人暮らしの高齢者など安否確認の声かけ」、「冠婚葬祭の手伝い」の割合が高くなっています。

地域における助け合い活動の活発化に重要なことを尋ねたところ、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の割合が最も高くなっています。

助け合いへの意識は高く、助け合い活動の活発化や情報発信の充実による地域づくりの推進が重要と考えられます。

③社会的ひきこもり

自身及び同居する家族の中に社会的ひきこもりの状態にある人がいると回答した人が全体の6.2%（47人）ありました。当事者の年代では、30代、40代で約半数を占めています。

当事者、ご家族への相談支援、居場所支援、ピアソーター※の養成など、支援体制を充実

第2章 川島町の現状と課題

させていくことが必要です。

※ピアセンター：自らも障害や疾病等の経験をもち、それらの経験を活かしながら、対人援助の現場等で働き、障害や疾病等の中にある仲間（ピア）のために支援やサービスを提供する者

2. 川島町について

①町の生活環境に対する満足度

川島町の生活環境への満足度について、前回調査と比較すると、「①子育てがしやすい」、「②障がい者や高齢者が安心して暮らせる」、「③福祉サービスが充実している」において、「思う」が5ポイント以上増加しています。

一方、「⑤防災や防犯に対する支援や組織体制が整備されている」では「思わない」が11.1ポイント増加し、「思う」が4ポイント減少しています。

自由回答において、2019年台風による水害の状況を踏まえた避難対策等の推進に関する記述が多く見られたことから、このような結果となっているものと考えられます。

この他にも、自由回答では、障がい者・高齢者向けのグループホーム等施設の充実や、バス等公共交通機関の充実、老々介護等への対策の充実が求められています。

		思う	前回差	思わない	前回差
①子育てがしやすい	今回:n=763	38.4	9.2	34.3	▲ 2.6
	前回:n=490	29.2		36.9	
②障がい者や高齢者が安心して暮らせる	今回:n=763	35.5	6.3	31.6	▲ 5.3
	前回:n=490	29.2		36.9	
③福祉サービスが充実している	今回:n=763	35.5	14.2	31.6	▲ 6.3
	前回:n=490	21.3		37.9	
④身近な地域での助け合いや交流活動が活発	今回:n=763	20.8	0.4	47.2	3.0
	前回:n=490	20.4		44.2	
⑤防災や防犯に対する支援や組織体制が整備されている	今回:n=763	23.9	▲ 4.0	47.2	11.1
	前回:n=490	27.9		36.1	
⑥急な病気やケガなどに対する支援や組織体制が整備されている	今回:n=763	22.7	3.7	51.0	▲ 0.0
	前回:n=490	19.0		51.0	
⑦住んでいる地域に愛着が持てる	今回:n=763	63.6	1.3	19.9	▲ 1.5
	前回:n=490	62.3		21.4	
⑧これからも川島町に住み続けたい	今回:n=763	64.1	2.2	16.4	▲ 2.4
	前回:n=490	61.9		18.8	

※「思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合

※「思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合

3. 川島町社会福祉協議会について

①サービスの利用状況

サービスを利用したことがある人は、全体で約2割となっており、前回調査より13.9ポイント増加しています。年代別の利用状況では、60歳未満では8割以上の人人が「利用したことがない」状況で、60・70代で約2割、80歳以上で約4割の人が「利用したことがある」状況となっています。

②川島町社会福祉協議会に期待すること

前回調査と比較すると、「ホームヘルプサービスなどの介護サービスの充実」が4.9ポイント、「相談体制の充実」が3.5ポイント増加しています。また、前回調査ではなかった項目として、「災害ボランティアセンターの充実」が24.0%と高くなっています。

8 計画推進に向けての課題

■地域福祉の啓発

地域福祉を支えるものは、町民一人ひとりの活動となります。町や社協では、福祉への理解を深めるために広報や福祉教育を実施していますが、福祉への理解をより一層深めるためには、福祉教育の機会、学ぶ場の充実が求められます。

アンケートでも、社協に期待することとして、福祉関係情報の提供が上位にあげられていることから、地域福祉の考え方等について、幅広く町民へ周知・啓発する工夫をしていくことが課題となっています。

■ボランティア活動の活性化

町では、様々な福祉活動・ボランティア活動が行われています。町や社協では、団体への補助金の交付、ボランティアセンターの設置などで支援を実施していますが、ボランティア活動を活性化することが必要です。

■地域交流の拠点づくりの促進

社会環境の変化などから、福祉に関する課題やニーズは多様化、複雑化、高度化してきており、公的な福祉サービスだけでは対応が難しい問題が生じています。

核家族化などにより身近に頼れる人がいない方が増えていく中で、相談や交流、集い、あるいは情報共有の場となる地域福祉の場・拠点づくりが必要となっています。

■支え合い活動の充実

町では、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などにより、様々な支え合い活動が行われています。その一方で、自治会に加入していない方や地域の活動に参加していない方が増えてきています。

「現在、住んでいる地域の中での問題点」についてのアンケート結果をみると、「近所づきあいが減っていること」、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が上位にあげられています。ひきこもりや孤立、虐待の発生は、地域の交流が少なくなっている事も理由の一つであると考えられます。

■地域防犯・防災体制の充実

子どもや障がい者、高齢者に対する地域の見守り活動を実施するとともに、自主防災組織の立ち上げなど、災害時でも地域で支えるシステムを構築しています。

アンケートでも、地域の誰もが安心して生活するためには、取り組むべき課題として「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」「災害時の避難体制（要援護者への支援など）」が高い割合となっています。

日常の見守り活動が、非常時に結びつくような連携が必要になります。

■権利擁護の推進

子ども（児童）、障がい者、高齢者それぞれに虐待防止法が定められ、関係機関と連携しながら虐待の早期発見に努めるとともに、成年後見制度などの権利擁護の推進に努めています。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。差別の解消を地域社会全体に浸透させるための取り組みが求められています。

■生活困窮者対策の推進

平成25年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から制度が施行されました。生活困窮者の自立支援にあたっては、生活保護に至る前の自立支援の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることがないよう「生活困窮者自立支援法」と「生活保護法」に基づく支援を一体的に実施することが重要です。

生活困窮者は、離職や解雇、借金、うつ、ひきこもりなどにより、社会から孤立する場合が多くあります。孤立したままでは、課題が解決されないまま長期化したり、新たな課題を抱えたりしてしまうこともあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

町は、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。また、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

今後、高齢化や少子化がさらに進行し、公的な福祉サービスでは対応できない問題が増加していくことを踏まえると、町民同士がつながりを持ち、ともに支え合い、助け合うまちづくりを進めていかなければいけません。

このことは、日常生活だけではなく、災害に対して備えたり、災害が発生したりした場合でも同じです。また、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが社会的課題です。

本計画では、住民参加のもとに、地域において、人と人との「支え合い」を再構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、「福祉のまち」づくりの仕組みをつくることを目指します。



ともに支え合い
自分らしく生きられる
福祉のまち かわじま



2 基本目標

町の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

基本目標1 支え合いの ひとづくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担うひとづくりです。

町民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリーを進めます。

さらに、地域福祉の担い手としてボランティアやNPO法人を育成するとともに、民生委員・児童委員等の地域福祉活動を行うさまざまな団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

基本目標2 助け合いの 地域づくり

地域福祉を推進するためには、住民や関係団体の個々の取り組みを進めることも大切ですが、これらの活動がつながることで、これまで解決できなかった課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれたりするなどの効果が期待できます。

そして、このように地域の支え合う力をより一層高めるためには、身近な地域単位で、町民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりや活動の拠点づくりが必要です。

このため、公民館・集会所、学校などのさまざまな施設・社会資源を、地域福祉活動の拠点として活用できるよう、利用しやすい仕組みづくりを進めます。

全ての町民が安心して暮らすためには、障がいのある方もない方も、また、子どもや高齢者、外国籍の方など、誰もが安全に活動できる地域づくりが重要な課題です。

このため、地域住民や消防・警察等の関係機関と連携して、子どもや高齢者、障がい者などの要援護者を犯罪や災害から守るための対策を地域ぐるみで進めています。

基本目標3 安心して生活できる 環境づくり

安心してサービスが利用できるよう、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら福祉サービスの向上に努めます。また、生活困窮者への支援体制を整備するなど、支援を必要とする人が福祉サービスの情報を得られるように情報を発信します。

3 計画の体系

基本理念

基 本 目 標

施策の方向と基本施策

ともに支え合い 自分らしく生きられる 福祉のまち かわじま

1 支え合いの ひとづくり

<施策の方向>

地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図ります。

<基本施策 1 >

- 1-1 地域福祉の啓発
- 1-2 担い手の育成
- 1-3 ボランティア活動の活性化

2 助け合いの 地域づくり

<施策の方向>

まちづくりにつながる、共生の文化が広がる、一人ひとりを支えることができる地域づくりを目指します。

<基本施策 2 >

- 2-1 地域交流の拠点づくりの促進
- 2-2 支え合い活動の充実
- 2-3 地域防犯・防災体制の充実

3 安心して生活できる 環境づくり

<施策の方向>

福祉サービスの適切な利用を促進するとともに、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ります。

<基本施策 3 >

- 3-1 情報提供・相談体制の充実
- 3-2 福祉サービスの充実
　　地域包括支援体制の確立
- 3-3 権利擁護の推進
- 3-4 生活困窮者対策の推進

4 計画の推進の担い手

地域福祉活動を推進していくにあたっては、地域に生活している町民自身が主役になります。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、町や社協の取り組みだけでは十分と言えず、町民の皆さまの主体的な取り組みが不可欠です。お互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことで、本計画を推進してまいります。

● 町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、それぞれの役割を理解したうえで、「自分でできること」を考え、地域社会を構成している一員であるという自覚を持つことが必要です。

また、町民一人ひとりが、福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を地域全体に広げいくことにより、町民全体の支え合いや助け合いの意識が高まり、地域のコミュニティ活性化に繋がります。

● 地域の役割

自治会をはじめとする地域団体は、身近な声かけやあいさつなど、日常的な活動をはじめ、多くの人に地域活動への参加を呼びかけるなど、地域の連帯意識の高揚に努め、地域全体で見守り活動を行いましょう。

また、地域での困りごとを、地域で解決してきた知識と経験を活かして、課題を解決していくための方策を話しあい、関係機関に繋げたり、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

● 福祉サービス等事業者の役割

福祉サービス等提供事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護に努めるとともに、事業内容やサービス内容に関する情報提供、周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

● 町の役割

町は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、町民・地域・事業者等、また、社協などの関係機関や団体などと相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。

● 川島町社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。

本計画は町民・地域・事業者等の理解と協力がなければ推進できないため、町と連携しながら計画の推進役を担い、地域や事業者等に周知を図りながら取り組みを進めます。

5 圏域と活動主体

地域福祉の推進は、様々な担い手がそれぞれの圏域を基礎に活動を実施します。高齢者、障がい者、子育て世代など、支援を必要とする人に対して、地域で活動する人や団体、公的サービスなどが相互に連携・補完しながら、地域福祉推進を図ります。



第4章 地域福祉の推進に向けた取組

基本目標1 支え合いの ひとづくり

■ 基本施策 1-1 地域福祉の啓発

地域福祉の考え方である自助（個人や家庭による自助努力）、互助・共助（地域社会による支え合い）、公助（公的な制度として行う福祉・保健医療その他サービス提供体制の環境づくり）が適切に連携し地域で支え合う意識の啓発を進めていきます。

またそのように、地域福祉推進のためには、地域に暮らす人々が、地域福祉を支える貴重な人材であることから、地域活動を通じて一人ひとりが知識や経験を生かしながら、地域の一員として役割を担うことができるよう、人材育成と地域福祉意識の向上を図ります。

●役割と取組

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の中で地域のことに関心をもつように心がけましょう。 ○自分でできることを自分のためにも地域のためにも行いましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体の活動を通じて、地域への関心を高めましょう。 ○団体として地域のためにできることを考えましょう。
町・社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動やサロン活動などへの支援及び福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さについて広報・啓発します。 ○「自助」、「互助・共助」、「公助」の役割分担の理解と意識の醸成を図ります。 ○学校教育や生涯学習などを通して地域の支え合い意識を啓発していきます。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 1-1 地域福祉の啓発>

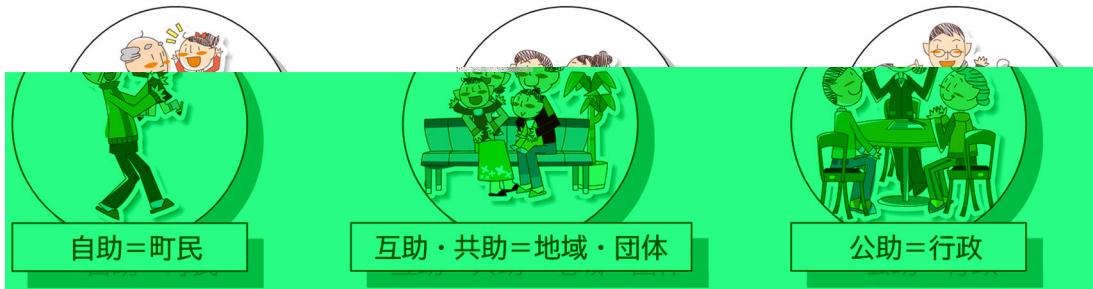
施策名	内 容	担当課
地域福祉の考え方の周知徹底	町民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、計画を実践・継続していくよう「広報かわじま」、町のホームページで計画内容を公表し、広報・啓発に努めます。	健康福祉課

<社協の主な活動内容 基本施策 1-1 地域福祉の啓発>

事業名	内 容
福祉教育の充実	小中学校を福祉協力校に指定し福祉の心を育てます。 ・ボランティア体験や福祉体験（車いす・アイマスク等体験）の機会の提供 ・地域の支え合い、助け合い活動の理解を深めるためのプログラムの提供 ・地域でのボランティア活動、障がい者や高齢者との交流を支援
広報活動の充実	地域福祉活動の必要性や活動事例を、社協だよりやホームページ等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。
健康福祉まつりの開催	保健・医療・福祉のさまざまな活動をPRすることにより、町民の健康づくり・福祉社会の形成を推進します。
募金活動の促進	赤い羽根共同募金等への理解と参加の促進を図ります。



●「自助」、「互助・共助」、「公助」の役割分担



これまでの川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画では、「自助」、「共助」、「公助」について、それぞれ、『町民』、『地域・団体』、『行政』の役割であるとして役割分担の理解と意識の醸成を図ってまいりました。

近年、地域包括ケアシステムの観点からは、『地域・団体』の実施する「制度化されていない自発的な支え合い」を「互助」としてとらえるようになりました。このような考え方を踏まえ、本計画では、「自助=町民」、「互助・共助=地域・団体」、「公助=行政」として役割分担を明確化し、さらなる理解と意識の醸成を図ります。

■ 基本施策 1-2 担い手の育成

地域には、さまざまな知識・経験を持ち定年を迎えた人やボランティア活動等に関心がある人がいます。地域の活動に町民が進んで参加し、一人ひとりが地域へ愛着や関心、意欲を持って、継続的に取り組むことにより、ともに支え合い、助け合う地域が育まれます。「心のかよう地域づくり」を合言葉に、ボランティアに関する啓発活動や養成・体験講座等を通じてボランティアの育成を図ります。

●役割と取組

町民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動やボランティア活動に関心をもちましょう。 ○自分でできるボランティアを行いましょう。 ○家族で地域活動やボランティアについて話し合いましょう。 ○それぞれの能力や経験を地域活動やボランティアに生かしましょう。
地域・団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動やボランティア活動に取り組みましょう。 ○ボランティア意識の向上を図るため、幼少期から参加できる社会貢献活動（清掃活動や公民館等の掃除など）を企画しましょう。 ○地域の中で人材発掘に努め、知識や経験、技能を社会的資源として活用できる場を提供しましょう。
町・社協 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○社協と連携し各種ボランティアの育成に努め、福祉のまちづくりを推進します。 ○子どもの頃から、地域福祉、環境美化等地域づくりのボランティア活動への参加促進を図っていきます。 ○小中学校において、福祉に関する学習、車いす体験やボランティア体験学習、交流機会の拡充など、福祉教育の充実を図ります。 ○団塊の世代の退職者の豊かな知識や経験をニーズに応じて生かせる仕組みづくりに取り組みます。 ○広報紙やホームページなどにより、ボランティアに関する各種情報を提供します。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策1-2 担い手の育成>

施策名	内 容	担当課
地域子ども教室の開催	<p>地域において、子どもたちと高齢者など地域の人がふれあうことにより、地域文化の伝承や知識・経験の継承、相互理解の促進を図ります。</p> <p>また、中学生や高校生が積極的にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、社協と調整を図りながら、福祉教育の一環としてボランティア活動体験等を推進します。</p>	生涯学習課
認知症センターの養成	認知症に対する理解を深めるため、町内の各種団体や小中学生に対し、認知症センター講座を実施します。	健康福祉課
環境美化の推進	地域の環境保全や美化意識の向上に努め、環境美化に取り組む団体等を支援します。	町民生活課
学校教育における福祉教育の充実	各小中学校において、福祉教育を実践していますが、今後は地域での交流も更に推進し、共に学び合える機会を充実していきます。	教育総務課

<社協の主な活動内容 基本施策1-2 担い手の育成>

事業名	内 容
ボランティアセンター	<p>ボランティア養成講座を実施し、新たな人材を発掘、育成します。</p> <p>講座や講習の開催を社協だよりやホームページなどを通じて広く周知し、ボランティアの発掘、育成を図ります。</p> <p>ボランティニアーズ等の情報を積極的に発信し、担い手の育成を強化します。</p> <p>ボランティアへの参加を促すため、社協だよりやホームページ等で活動事例の紹介、募集を行います。</p> <p>年齢問わず、ボランティア活動に関心のある全ての方を対象とするボランティア事業を通年で実施します。</p>
認知症センター養成講座	<p>「認知症の基本的な知識」や「認知症の人への応対の仕方」などを学び、地域で認知症の人や家族を見守る「応援者」を養成します。</p> <p>若年層に対して認知症の理解を深めるために、小中学生にも分かりやすく実践的なプログラムを町内全ての小中学校において実施します。</p>

■ 基本施策 1-3 ボランティア活動の活性化

各種講座の受講生等を登録・活用する仕組みや、在宅などの時間・場所を限定せずに参加しやすい体制づくりを進めます。

また、ボランティア活動をしたい方と必要とする方等との橋渡し調整（コーディネート）と活動相談・支援やボランティア情報の発信元としての役割を担う「川島町ボランティアセンター」の運営や住民の地域活動に対して支援を行っていきます。

●役割と取組

町民 (自助)	○福祉に関する講座やイベントに参加し、自分のペースで地域活動やボランティア活動を始めましょう。
地域・団体 (互助・共助)	○自治会やボランティア等は、地域でのさまざまな福祉課題を解決するため、地域懇談会や研修会を開催・参加しましょう。
町・社協 (公助)	<p>○町や社協、NPO等の団体などが開催する各種講座や講習会の内容や回数、広報手段を充実します。受講生を登録し、各種ボランティア活動の担い手や新たな講師・指導者などとして、次のステップで活躍できるような機会・情報を提供します。</p> <p>○ボランティアが必要な活動とボランティアを行いたい人とのコーディネートの仕組みを強化します。</p> <p>○川島町ボランティアセンターが行う事業（登録・相談・コーディネート・啓発等の各種事業や講座の開催等）の充実を図ります。</p> <p>○ボランティアと地域活動団体との協働について、町のあらゆる部署での推進を図ります。</p>

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 1-3 ボランティア活動の活性化>

施策名	内 容	担当課
ボランティア活動の活性化	社協と連携し、民生委員・児童委員やボランティア、福祉団体、NPO、企業などが地域の福祉活動へ参加しやすい環境づくりを後押しします。	健康福祉課

<社協の主な活動内容 基本施策 1-3 ボランティア活動の活性化>

事業名	内 容
住民参加型在宅福祉サービスの充実	かわじま安心お助け隊、ファミリーサポートセンターなど、ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを推進します。

基本目標2 助け合いの地域づくり

■ 基本施策 2-1 地域交流の拠点づくりの促進

地域福祉を推進するためには、町民や関係団体の個々の取り組みを進めることも大切ですが、これらの活動がつながることで、これまで解決できなかった課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれたりするなどの効果が期待できます。

地域の集会所、公民館等既存施設において、町民を対象とした各講座を開催して交流の場、学習の場、地域づくりの場として活用し、地域住民に身近な場の活用を促進します。

●役割と取組

町民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や公民館等の集まりに積極的に参加しましょう。 ○日頃から地域の相談先、相談機関を認識しておきましょう。
地域・団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域で地域福祉活動に携われるような場や機会を設けましょう。 ○公民館や集会所などの身近な施設を地域課題の解決に向けたさまざまな活動の拠点とともに、子どもや障がい者、高齢者など、誰でも立ち寄れる交流の場として活用しましょう。
町・社協 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の様々な人が参加できる行事を企画・実施します。 ○身近なところで住民同士が交流できる場づくりや各種行事の開催を支援します。 ○活動の場として、空き家や空き店舗などの情報を提供します。 ○子どもや障がい者、高齢者など、一人ひとりの特性に配慮し、地域福祉活動に取り組みやすい環境を整備します。 ○若者へのボランティアの機会の提供、支援をします。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 2-1 地域交流の拠点づくりの促進>

施策名	内 容	担当課
子育て支援総合センター事業	川島町子育て支援総合センター事業の中で、子どもたちと地域住民との交流事業を行います。	子育て支援課
地域の憩いの場（サロン）の整備	町民と協力して各地区に、子どもや障がい者、高齢者など地域のすべての方が気軽に集まれる小さな拠点を整備します。町民同士のふれあいによる地域コミュニティの活性化と、世代間交流を促進するとともに、地域で支え合う仕組みを構築します。	健康福祉課

施策名	内 容	担当課
地域の憩いの場（サロン）の活動支援	コミュニティサロン八幡（パティオ）等、住民の自主的な活動による多世代が集うサロンの活動支援を行います。	健康福祉課
老人福祉センター利用促進	高齢者の介護予防や生きがいづくり、交流の場など、高齢者の拠点として利用を促進します。	健康福祉課
かわべえいきいき体操の推進	おもりと椅子を使った筋力アップのための体操を集会所で実施しています。専門職を派遣し、運動・栄養・口腔と様々な視点からフレイル予防ができる場として実施します。今後もサポートを養成し、開催会場を増やしていきます。	健康福祉課
生活支援サービスの取り組みの充実	生活支援コーディネーターや、地域の住民や各種団体などからなる協議体を中心に、生活支援サービスの提供体制の構築を進めます。	健康福祉課

<社協の主な活動内容 基本施策 2-1 地域交流の拠点づくりの促進>

事業名	内 容
シニア学園の充実	高齢者が健康で明るく、心豊かな社会生活が送れるよう、教養講座、健康体操、体験学習を通して、交流・生きがいの場を提供します。また、シニア学園を卒業された方々の、サークル立ち上げや運営支援を行います。
サロン活動の推進	ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者や障がい者（児）等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げます。 また、住民同士で運営する、地域住民が気軽に集まれる拠点（サロン）を整備するため立ち上げ、運営を支援します。 生活支援体制整備事業と連携を図り、地域に浸透し住民に分かりやすい新たな集いの形を創出します。
ハッピーボランティアの推進	高齢者の健康づくりや介護予防、また、地域での交流の場として、公民館や福祉施設等で、音楽に合わせて楽しくできる介護予防体操を実施します。 旧出丸・旧小見野小学校等を有効活用し、より参加しやすく活動しやすい環境を整えます。 体操を指導するサポートボランティアの育成も行い、生きがいづくり、住民同士の支え合いの心を育てます。
老人福祉センターの運営	高齢者が健康の増進、教養の向上、話し合いやレクリエーションを通じて、仲間づくりをして、健康で明るい生活を心ゆくまで楽しめるよう、老人福祉センターを管理運営します。

■ 基本施策 2-2 支え合い活動の充実

地域福祉の目的の一つは、町民の参加を促し、地域のなかで共に支え合う体制を構築することです。その実現のためには、地域の実情に応じた活動が充実されることで、地域のつながりが強化され、町民が地域の問題を共有することができると言えます。地域の活動を支援すること、地域の問題を解決する支え合いのネットワークづくりを強化していきます。

様々な支え合いの活動が連携することで、ひきこもりや孤立、虐待、消費者被害などの予防と早期発見が期待できます。

●役割と取組

町民 (自助)	○地域の行事に積極的に参加し、地域の人と交流を深めましょう。 ○地域の人に積極的にあいさつしましょう。
地域・団体 (互助・共助)	○地域の様々な人が参加できる行事を企画・実施しましょう。 ○地域全体であいさつ運動を推進しましょう。
町・社協 (公助)	○地域の見守り活動等を通して、あいさつ・声かけ運動を実施します。 ○子どもや子育て家庭、障がい者、高齢者などを対象とした交流事業の推進に努めます。 ○ボランティアの機会を提供し、その後、継続して参加していくように支援していきます。 ○支え合い活動を行っている団体のネットワークを強化します。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 2-2 支え合い活動の充実>

施策名	内 容	担当課
福祉活動における交流事業の拡充	身近な地域で誰もが参加できる福祉活動を展開するために、自治会活動や民生委員・児童委員活動、さらに、個人、企業のボランティア活動などの情報提供や、相互交流機会の拡充などを支援します。	健康福祉課 総務課
地域支え合いネットワークの強化	住民自治によるまちづくりを進めるため、地域のコミュニティへの参加などを通じ、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など、多様な主体の連携強化を図ります。	健康福祉課 総務課

<社協の主な活動内容 基本施策2-2 支え合い活動の充実>

事業名	内 容
かわじま安心お助け隊の充実	障がい者や高齢者の日常生活での困りごとを、サポーター(ボランティア)が支援する、住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めるため、サポーターを充実し活動しやすい環境を整備します。 より専門的なサポーターの育成に取り組み、幅広いニーズに対応できる環境を整備します。
ふれあい活動の推進	近隣住民や自治会などに参加、協力をいただき、単身高齢者や高齢者のみ世帯の日常的な見守り、緊急時の支援体制づくりを進めます。 新規申請世帯の申請手順を簡素化し、町内全ての地区で対象世帯や見守り状況の見える化を図ります。
弁当宅配サービスの充実	単身高齢者を対象に、ボランティアによる毎月の弁当宅配サービスを実施し、声かけ、安否確認を行います。
ファミリー・サポート・センターの充実	子育てを援助してほしい方と子育ての援助ができる方が会員となって相互の合意の下、子どもの預かりや送迎を行います。子育て支援充実のため、援助するサポート会員の充実を図ります。
地区敬老事業の促進	公民館で開催される敬老事業へ協力し、地域の交流事業を促進します。
地域療育事業の推進	在宅障がい児世帯の集団活動、遊びの教室や社会体験などの活動支援を行います。 また、住民参加も促進し、障がいへの理解を深めます。
福祉関係団体の活動の促進	さわやかクラブ(老人クラブ)、手をつなぐ育成会などの福祉関係団体への助言・育成を行い、団体活動の充実、活発化を図ります。

■ 基本施策 2-3 地域防犯・防災体制の充実

地域の見守り・パトロールなどの防災・防犯活動を支援し、災害時や緊急時に活用できる見守り体制の構築を進めます。

避難行動要支援者となりうる障がい者、高齢者や外国籍の方が安心して暮らせる社会を実現するため、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、障がい者や高齢者、外国籍の方の状況、特性等に応じた防災対策が講じられるよう、支援体制を整備します。

また、町内の福祉施設や医療機関と提携し、災害時における福祉避難所の確保に努めます。

国においては、平成28年に再犯防止推進法を施行し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するとしています。町においても、こうした動向に対応して、犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、保護司等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進める必要があります。



【地方再犯防止推進計画】

地方再犯防止推進計画について	
取組内容	
生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会における就労・住居の確保 就労の確保に向け、アスポート相談支援センター・ハローワーク等と連携し、就職に向けた相談・支援等の充実を図ります。 保護観察対象者や関係機関、団体に対して、新たな住宅セーフティネット制度に関する問い合わせ先等について、町ホームページ等を通じて情報提供を行います。 ○保健医療・福祉サービスの利用促進 地域包括支援センターで実施している総合相談支援事業において、犯罪をした者等の相談に対し、その状況に応じた適切な支援を実施します。 社会福祉協議会や民生委員・児童委員が出席する会議・研修等で「地方再犯防止推進計画」を周知するとともに、犯罪をした人等のうち保健医療サービス・福祉サービスを必要とする者の対応について連携を強化します。
犯罪の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止 保護司と学校関係者、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員の連携・協力体制の構築を推進します。 ○再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者、関係機関と連携して、再犯防止についての広報・啓発活動を推進します。 ○再犯防止の推進に向けた連携強化 犯罪をした人等が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司や関係機関と連携を図ります。

●役割と取組

町民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭で防犯や防災について話し合い、自分で身を守る意識を高めましょう。 ○地域で行われる防犯等に関する活動に参加しましょう。 ○地域ぐるみで、住民ができることを行いましょう。 ○地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。 ○自分の身は自分で守るという意識とともに近所とのコミュニケーションをとりましょう。 ○災害時に避難支援が必要な人には普段から声かけをしましょう。
地域・団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民、自治会、関係団体、学校などが連携した防犯パトロール活動の実施や、見守り、声かけ運動など地域で支え合う防犯活動を推進しましょう。 ○自治会と地域の連携により、避難行動要支援者の把握をしましょう。 ○災害ボランティア組織を立ち上げましょう。 ○地域の自主防災組織づくりを進めましょう。
町・社協 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭キャンペーンの実施や講演会の開催などの啓発活動と合わせて不審者情報の提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。また、防犯用品の貸出しなど、地域での自主的な防犯活動が推進されるよう支援します。 ○「こども 110 番の家」事業、自治会やPTAが行う地域防犯パトロール活動、青少年育成推進員を中心の青少年非行防止パトロール等の活動と連携し、地域の防犯を地域全体で進めます。 ○防災に関する正しい知識の普及と啓発を図り、地域単位で行う防災訓練の支援と自主防災組織や災害ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。 ○ひとり暮らし高齢者や障がい者、高齢者世帯、その他支援が必要な人など避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動支援時に活用します。平常時からの見守りや災害に備える意識の啓発など、民生委員・児童委員と連携を図ります。 ○被災時には、町災害対策本部と連携し、社協が設置する災害ボランティアセンターへの活動支援を行います。 ○災害時に支援が必要な避難行動要支援者の救援等をスムーズに行うための救援体制等を地域ごとに整備するとともに、障がい者や要介護の高齢者に対応可能な福祉避難所の拡大、医療供給体制の整備に努めます。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 2-3 地域防犯・防災体制の充実>

施策名	内 容	担当課
安心＆救急力 一ド登録事業 の拡大	障がい者・高齢者の安全・安心を確保するために、緊急時の消防・病院、災害時の対応などの見守り体制の強化と住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる地域づくりへの推進を図ります。	健康福祉課
災害時の支援 体制の充実	障がい者や高齢者、外国籍の方など、災害発生時において特に配慮を要する方に対し、安心して暮らせる環境を実現するため、関係団体及び地域住民等との支援体制の確立や連携強化を図るとともに、防災意識の向上や、災害に強いまちづくりへの推進を図ります。	総務課
災害時を想定 した支援体制 の構築	災害時に、自助、共助では避難することができない方に対し、福祉個別計画を作成するなど、高齢であることや障がいがあることから考えられる困難な状況や特別なニーズを想定した支援体制の構築を図ります。	健康福祉課
高齢者安否確 認ネットワー ク事業	新聞店やガス会社、郵便局、農協と協定を締結し、配達や検針の際に郵便物が溜まっていたり、洗濯物が干しつぶなしなくなったりするなどの不審な点に気づいたときは、町や地域包括支援センターに情報提供を図るネットワークを形成していきます。	健康福祉課
子どもの交通 安全確保事業	町民、地域、関係機関が連携して、子どもたちが安心して通学ができる環境を守るよう、見守り活動やこども 110 番の家の加入を促進し、子どもが安全に暮らせる環境づくりを図ります。	総務課
再犯防止の推 進	地方再犯防止推進計画に基づき、保護司をはじめ、関係機関、関係団体と連携し、再犯防止に関する取り組みを進めます。	健康福祉課

<社協の主な活動内容 基本施策 2-3 地域防犯・防災体制の充実>

事業名	内 容
災害ボランテ ィアセンター の開設	町防災計画に基づいて、災害発生時に、災害ボランティアセンターを迅速に開設し、被災者の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行います。
災害ボランテ ィアの育成	災害時に支援活動がスムーズに行えるよう、災害ボランティアを育成し、名簿を作成します。 災害ボランティアセンター運営に向けた実践的な取り組みを行います。

第4章 地域福祉の推進に向けた取組

事業名	内 容
地域支え合い体制の強化	災害時の避難が難しい避難行動要支援者は迅速に確実に避難できるように、平常時から顔の見える関係づくりを進め災害に備えます。



●福祉避難所とは

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮した手すりやスロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

川島町の福祉避難所は令和2年12月1日現在7か所あります。

- 1 平成の森・川島病院
- 2 特別養護老人ホーム 永楽園
- 3 特別養護老人ホーム ひまわり
- 4 障害者福祉サービス多機能型事業所 ワーク＆ライクのびっこ
- 5 川島町老人福祉センター、デイ・サービスセンター やすらぎの郷
- 6 みどりの郷あすか川島
- 7 みどりの郷あすか東松山

基本目標3 安心して生活できる環境づくり

■ 基本施策 3-1 情報提供・相談体制の充実

必要な人に適切なアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるように、気軽に相談できる体制から専門的な相談までの総合的な相談支援体制づくりを進めます。また、新型コロナウイルスなどの感染症予防のため、外出を自粛し、人と人との接触機会を減らしている中でも、民生委員・児童委員協議会と連携した支援や、分野をこえた横断的な相談支援を推進し、社会的孤立をつくらない地域づくりを進めます。

町民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行い、きめ細やかに行き渡るような工夫をしていきます。

●役割と取組

町民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスについて、自分の目で見て、体験して理解しましょう。 ○広報紙やホームページ等の情報を活用して福祉サービスの内容を理解しましょう。 ○困ったときは気軽に相談しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員等と協力し、情報提供の場づくりに努めましょう。 ○地域や団体の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
町・社協 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人が必要なときに、何でも相談できる体制を確立します。 ○インターネットや広報紙などによる情報提供を行います。 ○民生委員・児童委員、ボランティアを通じ、福祉サービスの情報を提供します。 ○住民との座談会やふれあいサロン等の地域福祉活動への参加を通じ福祉サービスの情報を提供します。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 3-1 情報提供・相談体制の充実>

施策名	内 容	担当課
重層的な支援体制の整備	「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行い、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進め、属性・世代を問わない相談、地域づくりの実施体制の整備を推進します。	健康福祉課 子育て支援課 教育総務課

第4章 地域福祉の推進に向けた取組

施策名	内 容	担当課
民生委員・児童委員協議会と町との連携	町は民生委員・児童委員を通じて情報を提供するとともに、住民からの相談に携わる民生委員・児童委員が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、委員同士または関係機関との連携体制を推進します。	健康福祉課
地域包括支援センターの充実	地域の高齢者の実態把握、サービス等に関する相談支援のための対応、権利擁護のための対応等を行うとともに、「地域ケア会議」の開催及び地域における高齢者の保健医療の向上や福祉の増進など、在宅医療と介護の連携や認知症施策を推進し、包括的支援事業を推進します。	健康福祉課
包括的支援体制構築事業	多様化する地域の福祉課題を包括的に受け止め、分野を越えた総合的な支援を進めるため、町民に身近な圏域において高齢、障がい、貧困等多様な分野の機関が連携する包括的支援体制の構築を図ります。	健康福祉課
障がい者相談支援事業	障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）や家族が、自分らしく生きていくことができるよう、相談者の困りごとや要望を聴いて課題や問題を整理し、制度の活用やサービスを調整します。	健康福祉課
利用者支援事業	保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供や関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課

<社協の主な活動内容 基本施策3-1 情報提供・相談体制の充実>

事業名	内 容
民生委員・児童委員協議会との連携	民生委員・児童委員協議会と連携し、いきいきサロン事業の実施や福祉サービス等の情報を民生委員・児童委員から住民に提供することにより、民生委員・児童委員と住民の接触機会が増え、相談しやすい環境づくりを行います。
地域包括支援センターの充実	地域支援事業の包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、⑤地域ケア会議の運営業務）を一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援します。

事業名	内 容
相談窓口の充実及び包括的支援体制（重層的支援体制）の構築	<p>福祉総合相談窓口では、8050問題など複雑多様化する課題の解決に向け年齢・障がいの有無に関わらず、幅広いニーズに対応し、誰もが相談しやすく、地域住民に寄り添う「断らない、誰も取り残さない」相談窓口を継続的に展開していきます。適切な支援関係機関へのつなぎ、情報共有、役割分担など、課題の解決に向けた連携の強化に努めるとともに、ニーズに応じた支援体制の見直しや出張相談を実施するなど相談機能の充実を図ります。</p> <p>必要なサービスや社会資源に繋がっていない方、一人暮らしの高齢者や障がい者世帯への戸別訪問などの積極的なアウトリーチにより個別支援や地域支援などの相談に応じ、早期介入により重度化防止やリスクを早期に発見します。一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた伴走型支援を実施します。生活支援体制整備事業と連携して高齢者の居場所や役割を持って活躍できる場所を創設します。</p>



●8050問題とは

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。ひきこもっている方の中には何らかの障がいが要因となって、生きづらさを抱えていることもあります。

■ 基本施策 3-2 福祉サービスの充実 – 地域包括支援体制の確立 –

町民にとって、利用しやすい福祉サービスの充実と地域の人と人の繋がりの仕組みをつくり、安心して生活できる地域づくりの構築を目指します。

支援や介護を必要とする方が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・介護・福祉・住まい・生活支援等が、包括的に確保される体制を構築していきます。

●役割と取組

町民 (自助)	○町の福祉サービスについて理解を深めましょう。 ○ご近所でできる身近な支援を行いましょう。 ○家族で福祉サービスについて話し合いましょう。
地域・団体 (互助・共助)	○地域住民は、地域サービスの充実に努めましょう。 ○ボランティア団体・事業者など、それぞれの立場からできる手助けを行いましょう。
町・社協 (公助)	○社会福祉事業者に対し、苦情相談窓口の周知、苦情解決制度の充実を図るよう指導し、事業者による福祉サービスの質の向上について啓発します。 ○適正かつ効果的な介護（予防）サービスの提供を目指して、事業者の支援と助言・指導を行います。 ○相談窓口や地域、組織・団体等で把握した町民のニーズを、行政や地域、組織・団体が共有し、反映できる体制を構築します。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 3-2 福祉サービスの充実 – 地域包括支援体制の確立 –>

施策名	内 容	担当課
交通弱者に対する支援の充実	高齢者に対する外出支援事業、障がい者に対する生活サポート事業などの他に、デマンドタクシーの「かわみんタクシー」を導入しています。また、公共交通サービスに加え、スクールバスや病院などの送迎サービスを含め、地域の輸送資源を総動員した公共交通システムの導入を進めます。 日常生活において身近な買い物に不便を感じている高齢者等に対して、見守り活動を兼ねて、買い物サービスを提供する事業者を支援します。	政策推進課 健康福祉課

<社協の主な活動内容 基本施策3-2 福祉サービスの充実 ー地域包括支援体制の確立ー>

事業名	内 容
地域包括ケアシステムの推進	<p>複合化・複雑化した課題を受け止めるために多様な機関と連携し、包括的な支援体制を構築し充実させます。</p> <p>地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができるよう、社協と地域住民、関係機関が一体となって見守りや日常の地域活動をすくい上げていける体制を構築します。</p> <p>社協が有している住民主体の福祉コミュニティづくりや地域の組織化のノウハウを社会資源として活用して「地域包括ケア」を推進していきます。</p>
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの活動を中心として、住民に対して社会参加の必要性について周知を図り、様々なニーズに対応し、活動の担い手との調整を図ります。また、住民が地域の生活課題について考え、主体的に活動できるような仕組みづくりを行います。
高齢者外出支援事業	要介護認定を受けている方で、一般の交通機関を利用する事が困難な方に対し、心身の健康保持と在宅生活の支援を図ることを目的として、医療機関、商店、官公署などへの送迎を実施します。
車いす用リフト付き自動車の貸出	日常的に車いすを使用している方、外出の際に車いすを必要とする方に対して、車いすのまま利用できるリフト付き自動車を貸し出します。
車いすの貸出し	車いすを一定期間貸し出します。
地域と連動した介護サービスの充実	<p>住み慣れた地域で利用者一人ひとりに合わせた個別的なケアを推進します。</p> <p>助け合い活動や生活支援サービスを中心としたインフォーマルなサービスとの連動を進めます。</p> <p>重度化・困難事例への対応の強化を進めます。</p> <p>地域福祉事業と介護サービスの連携を強化し、住民主体の地域包括ケアシステムを支える社協らしい介護サービス事業を展開します。</p>
介護職員初任者研修	町内の介護現場を支える介護職員を養成します。
産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中、または出産後に家事や育児の負担を軽減するためヘルパーを派遣し子育てを支援します。

■ 基本施策 3-3 権利擁護の推進

子ども（児童）、障がい者、高齢者の虐待の防止・対策については、関係機関のネットワークの形成、情報共有が重要となります。また、権利擁護制度の利用を促進し、地域での生活等を社会全体で支えることで、判断能力が不十分な方も安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

●役割と取組

町民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を把握し、支援につなげていくよう努めましょう。
地域・団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所や病院など虐待を発見しやすい立場の関係機関や関係者は、早期発見・早期通報に努めましょう。 ○ご近所同士で声を掛け合い、お互いに見守ることで、判断能力の低下や虐待など、状況の変化に気付ける関係を築きましょう。
町・社協 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待について安心して相談・通報できる窓口を設置します。 ○地域包括支援センター等での相談を通して福祉サービスや各種制度の利用について周知を図ります。 ○関係機関と連携し、子どもや障がい者、高齢者の虐待防止の周知、早期発見、早期解決できる体制を構築します。 ○成年後見制度について、わかりやすい周知・啓発に努めます。 ○個人情報の取扱いや守秘義務を守る啓発を図ります。 ○差別の解消や合理的配慮を地域全体に浸透させるための取り組みを実施します。



●合理的配慮とは

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、障がい特性や困りごとに基づいて行われる配慮と工夫。筆談や読み上げ、イラスト、コミュニケーションボード、手順書等による意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

【成年後見制度利用促進計画】

成年後見制度の概要
<p>成年後見制度は、認知症や知的障がいその他精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。</p>
【法定後見制度】
<p>既に判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）が支援する制度です。</p>
【任意後見制度】
<p>将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書により任意後見人を決めておく制度です。</p>
取組内容
<p>○中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築 町は、地域包括支援センターに設置している総合相談窓口を活用し、成年後見制度利用に関する相談支援、住民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を実施します。 また、中核機関の設置については、関係機関と調整を行います。</p>
<p>○成年後見制度利用に係る助成 町は、成年後見制度を利用するにあたり、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立の支援や報酬助成等を実施し利用の支援を行います。</p>
<p>○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能 既存の地域包括ケアシステムや地域連携ネットワーク、実績のある専門家団体等の既存資源も十分活用するとともに各関係団体と分担・調整しながら柔軟に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 ④後見人支援機能 ⑤不正防止機能

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策3-3 権利擁護の推進>

施策名	内 容	担当課
成年後見制度の推進	判断能力が十分でない方が地域において自立して生活できるよう、日常生活自立事業の利用支援や成年後見制度の利用促進を行います。	健康福祉課
虐待防止対策の充実	関係機関と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。また、状況に応じて適切な専門機関につなげるよう支援を行います。	子育て支援課 教育総務課 健康福祉課 総務課
障害者差別解消法に伴う啓発活動の推進	障がいを理由とした差別の解消を地域社会全体に浸透させるため、関係機関と連携し、啓発を行います。	健康福祉課 総務課

<社協の主な活動内容 基本施策3-3 権利擁護の推進>

事業名	内 容
法人後見事業・あんしんサポートねつと事業の充実	権利侵害を受けやすい認知症の方や知的障がい者、精神障がい者などが権利擁護制度を利用し、誰もが尊重され、安心して住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる支援を行います。 成年後見制度やあんしんサポートねつと事業の周知・啓発を行い、町民の理解や事業を必要とする人やその家族の円滑な利用を促進します。 今後増加するニーズに対応するために生活支援員、法人後見支援員を養成しマンパワーの確保及び支援体制の充実を図ります。

■ 基本施策 3-4 生活困窮者対策の推進

生活困窮者を把握し自立支援に関する総合的な相談に応じるため、関係機関との連携に努めます。

また、生活困窮者の把握・支援を推進するために「生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくり」、「地域の特性を生かした複合的な課題に対する包括的支援」に努めます。

●役割と取組

町民 (自助)	○近隣の様子を気にかけ、近所の人が発しているSOSに気づき、民生委員・児童委員、町や社協につなげましょう。
地域・団体 (互助・共助)	○関係者間の情報共有を図りながら、地域における支援機関等がチームを組んで包括的に支援を行いましょう。
町・社協 (公助)	○県福祉事務所、アスポート相談支援センターと連携して生活困窮者の自立支援が実施できる体制を構築していきます。 ○生活困窮者自立支援事業と「彩の国あんしんセーフティネット事業」との十分な連携を図ります。 ○福祉総合相談窓口を活用し、相談者のこれまでの現状把握に努めます。

●町・社協の主な具体的施策

<町の主な施策 基本施策 3-4 生活困窮者対策の推進>

施策名	内 容	担当課
生活困窮者自立支援制度の活用	金銭的なことで生活に困っている方、失業中で仕事が見つからない方、社会生活で困っている方が、専門の相談員の支援が受けられるよう、町や社協が窓口になり、アスポート相談支援センターにスムーズにつなぐ体制をつくります。 また、アスポート相談支援センターとの連携を密にし、困っている人が孤立しないよう、地域で支える仕組みをつくります。	健康福祉課

<社協の主な活動内容 基本施策3-4 生活困窮者対策の推進>

事業名	内 容
生活困窮者自立支援の取り組み	<p>生活困窮者が自立した生活を送れるようにアスポート相談支援センター、彩の国あんしんセーフティネット事業、県社会福祉協議会などとの連絡体制を充実し、相談者に寄り添いながら適切な助言及びアウトリーチができる窓口を開設するとともに地域住民への協力の呼びかけを行います。</p> <p>また、関係機関・団体との連携・協働により、「制度の狭間」にある人のニーズや状況の把握に努めるとともに、適切な対応に向けた検討を強化します。</p>
彩の国あんしんセーフティネット事業	<p>訪問活動を主に、生活困窮者に寄り添った支援を行い、必要な制度につなげます。</p> <p>また、緊急の支援を必要とする際に食材の提供、ライフラインの確保など経済的な援助を行います。</p>
福祉資金貸付事業	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的として実施します。



●彩の国あんしんセーフティネット事業とは

失業・虐待・DV・けがや病気などが原因で生活に困っている人たちに寄り添って、訪問・相談を通じて必要な制度につなぐ活動を行うものです。緊急を要する場合は、食材の提供などの経済的援助も行います。

●アスポート相談支援センターとは

埼玉県から事業の委託を受けた民間団体が「教育・就労・住宅」の三つの分野から、生活に困っている皆さんへの支援を行っています。これを、「アスポート」（明日へのサポートという意味）と呼んでいます。

●生活困窮者自立支援とは

生活保護受給者以外の生活困窮者への支援（第2のセーフティネットの構築）を強化したものです。生活保護に至る前段階で、本人と尊厳ある自立に向けて個別的かつ継続的な支援を行うことにより、困窮者の自立を図ることを目的としています。

川島町においては、埼玉県西部福祉事務所が実施主体となり、アスポート相談支援センター等が対応しています。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

「川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、町と社協が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、隨時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

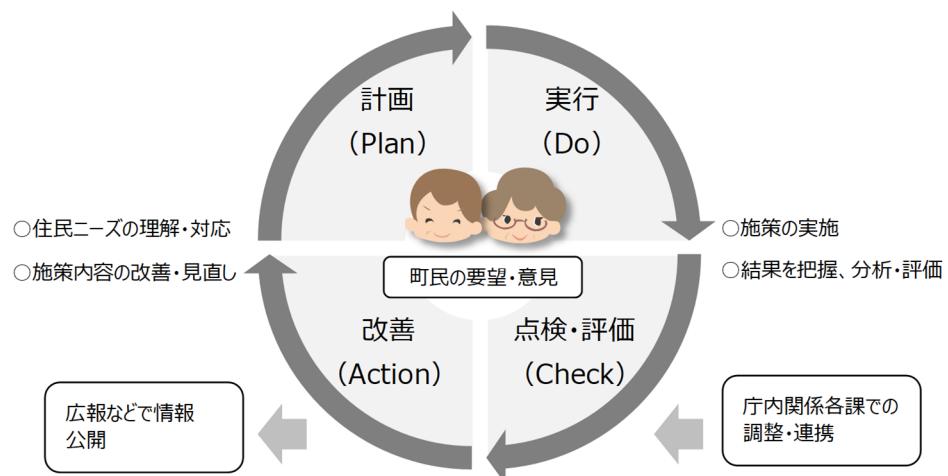
また、公的なサービスの充実はもとより、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、商店などが協力し合い、福祉活動に参加することが重要です。

さらに、地域福祉は、行政においては社協との連携をはじめ、地域の生活課題の把握や解決に向けての取り組み、地域の目標の検討など、地域住民主体の地域の計画づくりにまで発展できるよう、支援し促進します。

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、町と社協で行っています。今後、本町を取り巻く環境変化などに適切に対応するため、令和5年度に中間評価を行い、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

■PDCAサイクルの概念図



資 料 編

■ 川島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく川島町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、川島町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域における福祉のニーズや現状の把握に関する事項
- (3) その他地域福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による町民
- (5) 町職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がその議長となり、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■ 川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 川島町における地域福祉活動計画を策定するため、川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関する事項
- (2) 地域における福祉のニーズや現状の把握に関する事項
- (3) その他地域福祉活動計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による町民
- (5) 町職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がその議長となり、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

■ 策定経過

年 月 日	内 容
令和2年 10月12日～ 10月30日	川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画に関する町民意識調査
12月18日～ 1月6日	第1回 川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（書面実施） ・川島町地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和3年 2月3日～ 2月24日	川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定にあたるパブリックコメントの実施
2月5日	第1回川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画に係る意見の回答と計画（素案）の修正
2月5日～ 2月19日	第2回 川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（書面実施） ・川島町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画案について
3月10日	第2回川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画に係る意見及びパブリックコメントの回答と計画の修正

■ 策定委員会委員名簿

No.	分野	機関・団体	氏名
1	知識経験者	子育て支援カウンセラー	谷嶋春子
2	知識経験者	川島町地域包括支援センター	小林めぐみ
3	保健・医療・福祉関係者	川島町健康福祉課保健師	石川まり子
4	関係団体を代表する者	川島町区長会長	川島和春
5	関係団体を代表する者	川島町民生委員・児童委員協議会 高齢者福祉部長	富田記久子
6	関係団体を代表する者	川島町民生委員・児童委員協議会 心身障がい者福祉部長	遊馬宏志
7	関係団体を代表する者	川島町民生委員・児童委員協議会 児童福祉部長	道祖土克也
8	関係団体を代表する者	川島町赤十字奉仕団委員長	石川厚子
9	公募による町民	川島町手をつなぐ育成会	佐藤菊江
10	町職員	川島町子育て支援課長	関吉治

■事務局

川島町健康福祉課

社会福祉法人 川島町社会福祉協議会

■ 主要相談先・連絡先一覧

福祉全般に関連すること		
	健康福祉課 福祉グループ	☎ 049-299-1756
	福祉総合相談窓口	☎ 049-299-5422
高齢者・介護に関連すること		
	健康福祉課 福祉グループ	☎ 049-299-1756
	(社) 川島町社会福祉協議会	☎ 049-297-7111
	川島町地域包括支援センター	☎ 049-299-5422
子育て・子どもに関連すること		
	子育て支援課 子育て支援グループ	☎ 049-299-1765
	川島町子育て支援総合センター	☎ 049-297-1064
障がいに関連すること		
	健康福祉課 福祉グループ	☎ 049-299-1756
	ひがしまつやま市総合福祉エリア	☎ 0493-21-5556
	西部・比企地域支援センター	☎ 0493-81-5310
	比企生活支援センター	☎ 0493-81-7145
健康に関連すること		
	健康福祉課 健康増進グループ	☎ 049-299-1758
生活困窮に関連すること		
	健康福祉課 福祉グループ	☎ 049-299-1756
	(社) 川島町社会福祉協議会	☎ 049-297-7111
	アスポート相談支援センター 埼玉西部	☎ 0493-81-3148

川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画
～ともに支え合い 自分らしく生きられる 福祉のまち かわじま～

発 行／川島町・社会福祉法人 川島町社会福祉協議会

発行年月／令和3年3月

編 集／川島町健康福祉課・社会福祉法人 川島町社会福祉協議会

川島町役場

〒350-0192

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

Tel : 049-297-1811 (代表)

社会福祉法人 川島町社会福祉協議会

〒350-0131

埼玉県比企郡川島町大字平沼 1175 番地

Tel : 049-297-7111

URL : <https://www.town.kawajima.saitama.jp/>

URL : <https://www.shakyo.or.jp/hp/575/>



川島町かわみん・かわべえ(変身前)